

令和2事業年度 事業報告書

自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月31日

独立行政法人福祉医療機構



Welfare And Medical Service Agency

～ 福祉と医療の民間活動を応援します ～

目 次

1. 法人の長によるメッセージ	1
2. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	5
3. 法人の目的、業務内容	6
(1) 法人の目的	6
(2) 業務内容	6
4. 政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）	7
5. 中期目標	10
(1) 概要	10
(2) 一定の事業等のまとめりごとの目標	10
6. 中期計画及び年度計画	11
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	14
(1) ガバナンスの状況	14
(2) 役員等の状況	15
① 役員の氏名、役職、任期、担当及び職歴	15
② 会計監査人の名称	15
(3) 職員の状況	15
(4) 重要な施設等の整備等の状況	15
① 当事業年度中に完成した主要施設等	15
② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充	15
③ 当事業年度中に処分した主要施設等	15
(5) 純資産の状況	16
① 資本金の額及び出資者ごとの出資額	16
② 目的積立金の申請状況、取崩内容等	16
(6) 財源（インプット）の状況	16
① 財源（インプット）の内訳	16
② 自己収入に関する説明	18
(7) 社会及び環境への配慮等の状況	18
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	19
(1) リスク管理の状況	19
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	20

9. 業務の適正な評価の前提情報	24
(1) 機構の活動が「社会に及ぼす効果（アウトカム）」	24
(2) 大規模な福祉医療制度を支える機能別4事業	31
(3) 多様な社会課題に応える7事業	38
10. 業務の成果と使用した資源との対比	43
(1) 自己評価	43
(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況	44
11. 予算と決算との対比	45
12. 財務諸表	46
(1) 貸借対照表	46
(2) 行政コスト計算書	47
(3) 損益計算書	47
(4) 純資産変動計算書	48
(5) キャッシュ・フロー計算書	48
13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	49
(1) 各財務諸表の概要	49
(2) 財政状態及び運営状況について	54
14. 内部統制の運用に関する情報	55
15. 法人の基本情報	56
(1) 沿革	56
(2) 設立に係る根拠法	56
(3) 主務大臣	56
(4) 組織図	57
(5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地	57
(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	57
(7) 主要な財務データの経年比較	58
(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画	58
16. 参考情報	61
(1) 要約した財務諸表の科目の説明	61
(2) その他公表資料等との関係の説明	62

※ 本書に掲載の各数値は四捨五入している。

1. 法人の長によるメッセージ

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、社会福祉・医療事業団の事業を承継し、平成 15 年に福祉の増進と医療の普及向上を目的として設立された独立行政法人です。

機構の歴史は、昭和 29 年設立の「社会福祉事業振興会」、昭和 35 年設立の「医療金融公庫」に遡ります。以来、変化し続ける日本社会の中で、福祉医療基盤の進化と安定のための尽力を続けています。

また、医療分野における「国民皆保険制度」や福祉分野での「介護保険制度」など、超長期的ビジョンで構築された国の社会保障制度と歩みを共にし、それらの仕組みをもってしても残る課題の解決に向け、事業の執行を通じて貢献しています。

1. 令和 2 年度の振り返り

(1) 新型コロナウイルス感染症対応

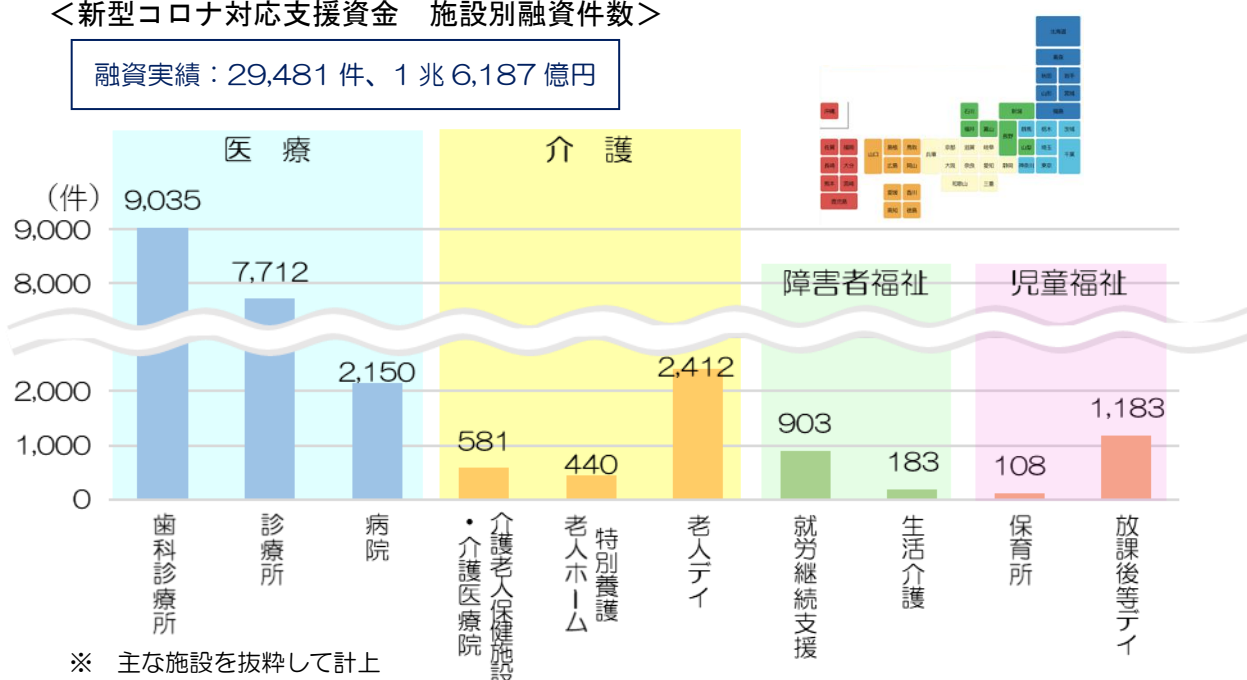
a 概況

令和 2 年度は「新型コロナウイルス対応支援資金（危機対応融資）」（P31 参照）を最優先とし、事業に取り組みました。民間福祉医療施設への融資実績は、審査ベースで約 1 兆 6 千億円、約 3 万件に及びました。全国の福祉医療施設の「経営の安定」を支え、結果、「国民生活の安定」に貢献いたしました。

新型コロナ対応支援資金は、極めて幅広い分野の施設に活用いただいています。「医療分野」では、病院、一般診療所、歯科診療所、「介護分野」では介護老人保健施設、訪問介護、デイサービス、特別養護老人ホーム等です。更に、「障害者福祉分野」では、就労継続支援、生活介護、「児童福祉分野」では、放課後等デイサービス、保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所に活用いただきました。

<新型コロナ対応支援資金 施設別融資件数>

融資実績：29,481 件、1 兆 6,187 億円



また、貸付先の経営状況が大幅に悪化した場合への備えとして、株式会社地域経済活性化支援機構（以下「REVIC」という。）の経営ノウハウの提供等機能と機構の優遇融資との連携を図るための協定を締結しました。

b 新型コロナ対応支援資金：圧倒的申込量への対応

申込件数には圧倒的なものがありました。管理部門、各事業部門ともに、「新型コロナ対応支援資金」を最優先業務とすることを共有しました。

組織運営としては、4月の政府緊急事態宣言を受け、機構においても危機管理対策本部を立ち上げるとともに、年度初めより、以下のとおり取り組みました。

- ① 他部署に在籍する**貸付業務経験者**の危機対応融資への配置
- ② 補助業務を担う**派遣職員**の増員・訓練による、福祉医療貸付事業の人員の充実
- ③ 電話照会の**アウトソース**による、機構職員の業務量増大の抑制
- ④ 機構職員の**判断・指導業務への集中化**
- ⑤ 大量事務処理の中で顕在化した**業務フローの課題**についての、迅速な修正と、そのシステム対応
- ⑥ **Web上のデジタル対応**では、「説明動画の導入」、実照会を踏まえた「Q&Aの改定」、直ちに活用できる「融資申込書」を導入
- ⑦ 6月には、「運営の安定化」のため、「**新型コロナ対策融資業務室**」を専担組織立ち上げ

(2) 通常業務

機構は、11事業を運営しています。各事業とも、「**事業の確実な実施による国民生活の安定及び、社会経済の健全性への貢献**」という使命を負っていますが、各部門は、新型コロナ対応支援資金業務に貸付業務の経験者を送り出し、陣容が手薄となる中でも、確実に業務を遂行しました。

また、全事業において、「**非対面重視の事業遂行**」が求められました。「オンライン面談」のインフラ増強を急ぐとともに、資料のメール送信・郵送に加え、電話説明も実施しました。福祉医療事業者の方には、極めて高い水準の感染防止が求められます。集合型説明会、セミナーの「**実開催は全て中止**」といたしました。**代替措置**として、説明会は「オンラインによる動画配信」へ、面談は「オンライン面談」に切り替えました。セミナーについては、試行的に「オンラインセミナーの配信」をスタートさせました。

2. 令和3年度に向けて

(1) 信用リスクへの対応

「新型コロナ対応支援資金」による、全国の福祉医療施設への①「流動性供給」は令和3年度も継続しますが、令和3年度はこうした融資先に対する②「信用リスク管理」もスタートします。融資先から令和2年度の事業報告を受け、既存融資に対する機構の信用リスク管理の仕組みを活用します。

a 信用リスクの効率的管理

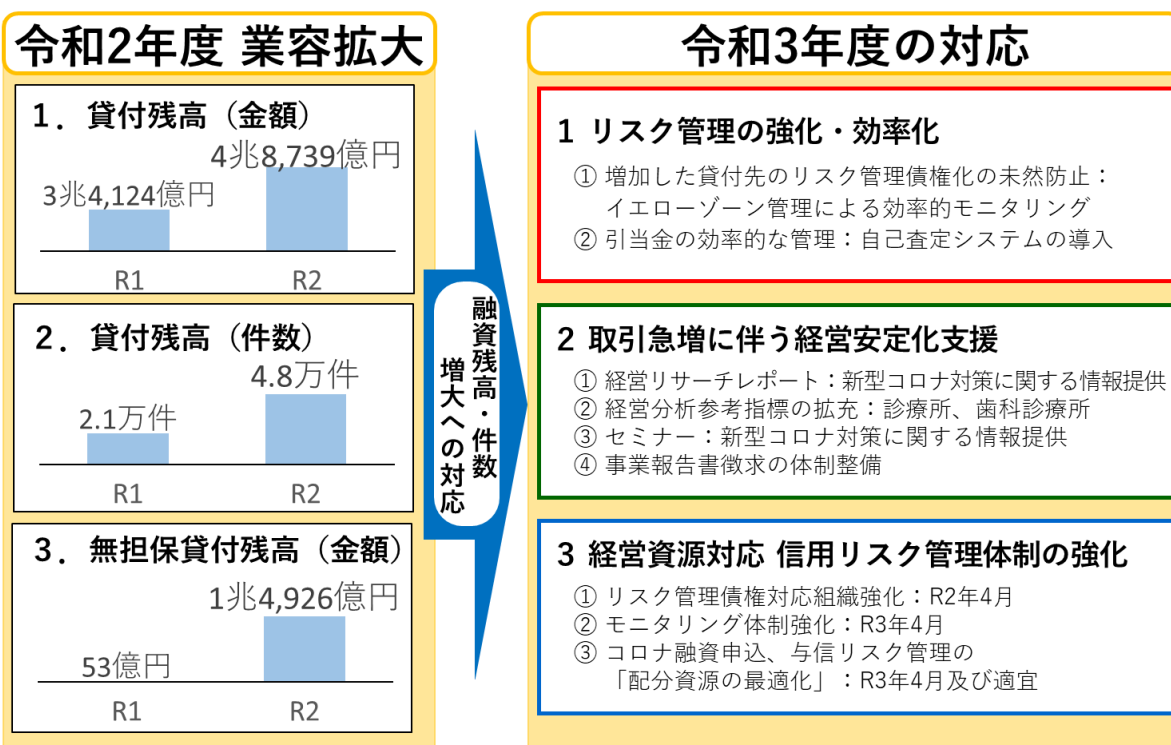
新型コロナ対応支援資金の融資により拡大した与信ポートフォリオのなかで、信用リスクについては、一部システム管理の対象外であった特定の事業形態も含め、システムの新機能（5月稼働）で包括的に捕捉し、管理の効率性を確保して参ります。信用リスク管理については、システムによる「信用リスク分析」と「リスクの段階別分類」により効率的体制を整備していますが、引き続き、「リスク量・業務量」と「体制」のバランスは注視して参ります。

b イエローゾーン管理とリスク管理債権への対応

信用リスク管理は、まず、イエローゾーン管理（P32参照）により、与信先の「リスク管理債権化の未然防止」に努めて参ります。その上で、「リスク管理債権先」には、指導・モニタリングを行い、経営改善の自助努力を見極めながら必要に応じた支援も行って参ります。

また、引き続き、民間金融機関、コンサルタント、弁護士、REVIC等と、必要に応じて連携して参ります。

<業容拡大に伴う信用リスクへの対応>



(2) 通常業務

各事業については、引き続き感染防止に努めながらの業務遂行になります。非対面インフラとして導入したデジタル基盤を最大限活用し、まず、「with コロナ」の事業モデルを進化させて参ります。その上で、感染防止で高まった「デジタルインフラ活用の社

会的気運」とも歩調を合わせ、制度利用者への「デジタル手続き推奨」にも注力いたします。

また、このことは、「after コロナ」においても、広義の感染症に備える「危機対応機能」となるとともに、「生産性向上」、「働き方改革」にも不可欠と認識しております。

福祉医療提供体制については、「感染症対応での課題の克服」を含め、「医療介護の総合確保」、「地域医療構想」、「子育て環境整備」、「共生社会構築」等、国の政策に沿った整備を着実に支援して参ります。加えて、新型コロナにより、全 11 事業の「受益者」、及び「その家族」、また、「サービスを提供する事業者」の状況についても大きな変化が生じています。これらの状況を鋭敏に捉え、機構機能を活かした社会課題の軽減に努めて参ります。

令和 2 年度に増強した、「新型コロナ対応支援資金」提供体制は、新規申し込みの落ち着く状況を見極め、危機対応融資へ配置していた貸付業務経験者の本務復帰を進めて参ります。これにより、新型コロナ対応を支えた「通常業務分野」でも拡大していた、現場負担を軽減します。

(3) 組織運営

機構は、経営理念である「民間活動応援宣言」を念頭に置き、お客様目線に立って、活動しています。加えて、「永続する進化」を旨とする機構運営哲学を掲げ、組織・役職員ともに、たゆまぬ進化を追求しています。その有効な手段の一つが、戦略的なトップマネジメントを強化する「内部統制」の充実であると認識しています。

そのために活用する主な会議体は、「経営企画会議」及び「ガバナンス委員会」です。前者については、組織の効率的かつ効果的な運営を目的とし、後者については、統合的リスク管理を始め、組織の公正性及び透明性の向上を目的としています。

その上で、「年間を通じた内部統制」の状況については、総括点検を実施し、翌年度、理事長による総括評価を行っています。なお、各事業執行の適切性の確保にあたっては、3 線防御（3 Lines of Defense）（P20 参照）の考え方を取り入れています。また、監査部門においては、監事及び監査法人と連携した三様監査を励行しています。

機構には、「国の政策実施機関として、その機能を最大限に発揮し、日本の福祉医療分野における課題解決に挑戦し続ける」ことが望まれています。役職員一人ひとりが環境の変化を鋭敏に捉え、国の政策の一翼を担うという使命のもと、「小回りのきく福祉・医療支援の専門店」として、組織一丸となって業務運営に取り組む所存です。

今後とも、機構へのご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

独立行政法人福祉医療機構

なかむら ひろかず

理事長 中村 裕一



2. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

機構は、理事長のリーダーシップの下、中期目標の達成に向けて果たすべき使命を明確にし、国の各種政策目的の実現に貢献することを目的として、次のとおり、「経営理念」、「運営哲学」、「経営方針」を策定しています。

(1) 経営理念

■民間活動応援宣言■

私たちは、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援します。

1. 民間では対応が困難な政策金融やNPOへの助成などにより、福祉と医療の向上を目指します。
2. 専門性を磨き、民間活動への支援の質を高め、福祉と医療の向上を目指します。
3. 機構の持つ総合力を発揮し、福祉と医療の連携を支援します。
4. 公共性、透明性及び自主性を発揮し、コンプライアンスを徹底することにより、健全性を確保します。
5. コスト意識を徹底し、効率的な業務運営を行います。
6. 強く明るい職員を目指し、自ら働きがいのある組織として、お客さま満足を追求します。

(2) 運営哲学

■運営哲学■

1. 永続する進化を旨とし、国の運営に貢献する。
2. 環境変化については鋭敏にこれを捉え、主体的に将来に備え、現課題には迅速・適正に対応する。
また、必要に応じ機構内外資源の総力の活用を心掛ける。不作為は厳にこれを慎む。
3. 高い倫理観にもとづく誠実な活動により、社会基盤としての責務を全うする。

「行動の指針」(個々人及び組織)

1. 能動性
2. 将来予見
3. ダイバーシティの活用

(3) 経営方針

■令和3年度 経営方針■

1. お客さまサービスの向上
2. 国の政策目的を早期に実現するための業務運営
3. 内部統制の充実
4. 業務の質の向上及び効率化
5. 働きがいのある明るい職場づくり

3. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

機構の目的は、独立行政法人福祉医療機構法（以下「機構法」という。）第3条において、次のように定められています。

(機構の目的)

第三条 独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的とする。

2 機構は、前項に規定するもののほか、厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とする。

(2) 業務内容

機構は、その目的を達成するため、以下の業務を行っています。（機構法第12条）

1	社会福祉事業施設及び医療関係施設等の設置等に必要な資金の貸付事業
2	社会福祉事業施設の設置者等及び病院等の開設者に対する経営の診断又は指導事業
3	社会福祉振興事業者に対する助成事業
4	社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修事業
5	社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定による退職手当共済事業
6	都道府県等が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する心身障害者扶養保険事業
7	福祉・保健・医療に関する情報提供等を行う福祉保健医療情報サービス事業
8	厚生年金保険法又は国民年金法に基づく年金受給権者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付事業
9	労働者災害補償保険法に基づく年金受給権者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付事業
10	その他前記に附帯する事業

また、上記の業務のほか、当分の間、以下の業務を行っています。

（機構法附則第5条の2、第5条の3及び第5条の5）

11	承継年金住宅融資等債権管理回収業務
12	旧優生保護法一時金支給法に基づく一時金支払等業務
13	ハンセン病元患者家族補償金支給法に基づく補償金支払等業務

4. 政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）

我が国の福祉・医療を巡る環境には、取り組むべき喫緊の課題が数多く存在しています。具体的には、待機児童問題、特別養護老人ホームの待機者問題及び高齢化に伴う医療需要の増大に加え、福祉サービス提供に係る課題の複合化・複雑化、地域のつながりの希薄化、これらに対応する社会資源の一元的かつ正確な情報の不足等が挙げられます。

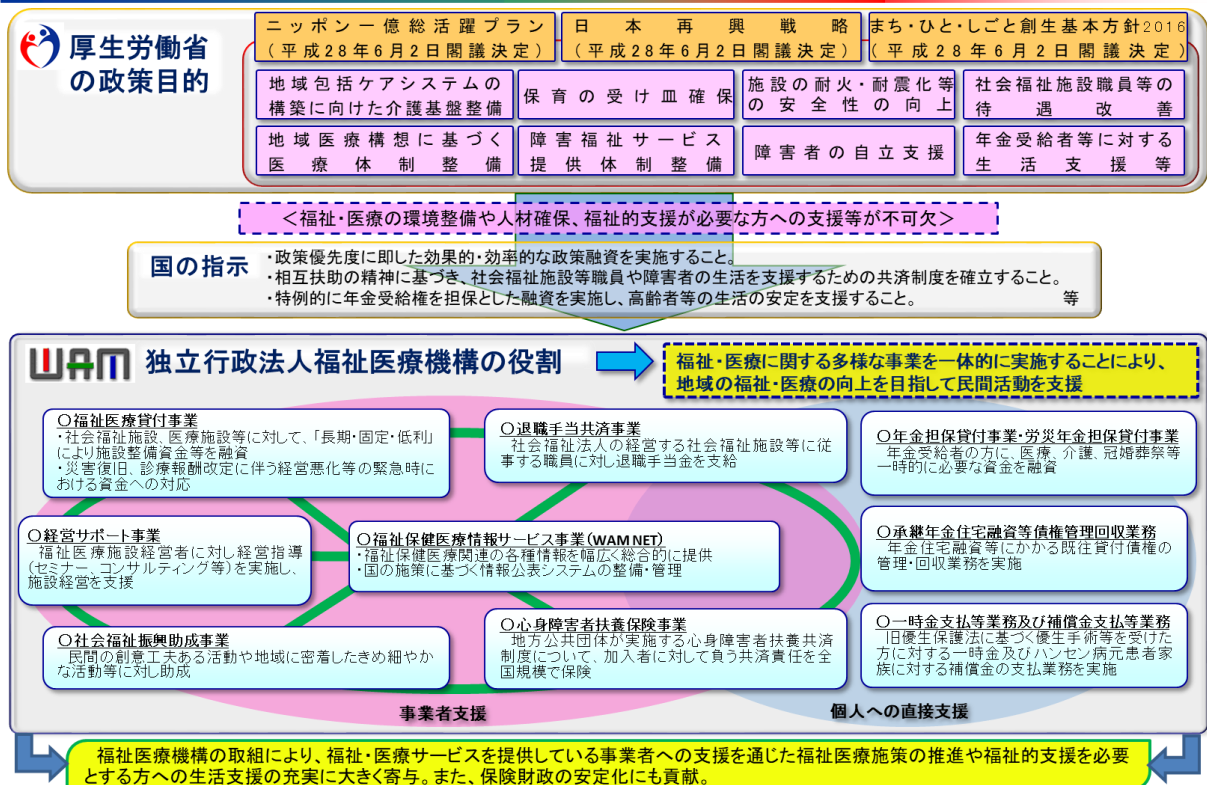
これらの課題に対して、国の政策面においては、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）の中で「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」を目指し、保育や介護の受け皿整備の加速、保育士や介護人材の処遇改善、地域共生社会の実現等に向けた取組みを推進しています。

機構の使命とは、原点である憲法第25条第2項（国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない）に依って、厚生労働省が策定したこれらの各種政策目的の実現に向けて業務を執行することです。機構が保有するノウハウや専門性を活かして多様な事業を一体的に実施し、地域の福祉・医療を担っている民間活動を応援しています。

そうした機構の業務を通じた国の政策推進により、社会全体にとって共通財産である「社会的共通資本」としての福祉医療基盤が安定的かつ効率的に整備され、国民の皆さまへの良質かつ適切な福祉・医療サービスの提供につながっています。

（政策体系図）

独立行政法人福祉医療機構の政策体系図



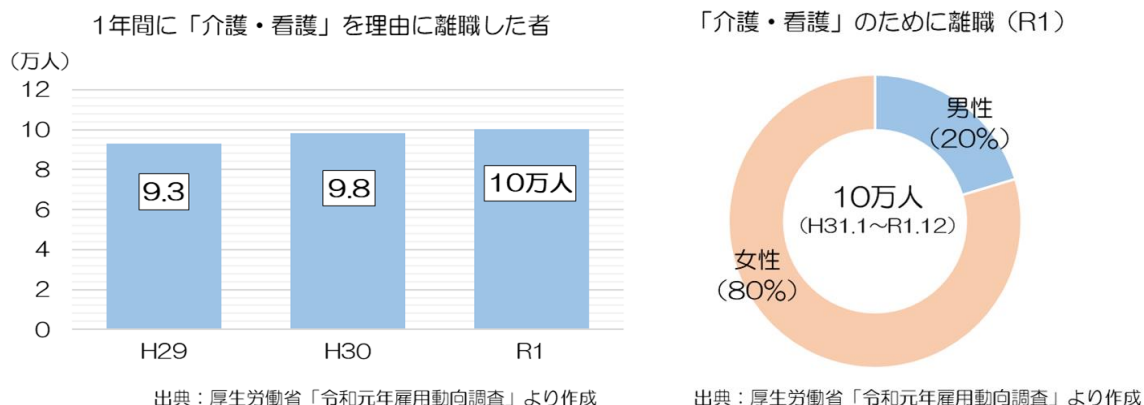
なお、国の掲げる重要政策への機構の対応例は、以下のとおりです。

(1) 介護離職ゼロ

① 環境認識

介護・看護を理由とした離職者数は、令和元年時点において、年間約 10 万人となっています。

なお、離職者の男女比は、女性 80%、男性 20%となっています。



一方、介護保険制度は平成 12 年よりスタートしています。代表的なサービスとしては、自宅で利用する「訪問介護」、要介護 3 以上の方を対象とする「特別養護老人ホーム」、リハビリテーション等により在宅復帰を目指す中間施設である「介護老人保健施設」、さらには、介護の必要はないものの生活支援が必要な方を対象とした「介護予防サービス」も整備されています。

② 機構の事業による政策の推進

「介護離職ゼロ」の政策を推進するため、福祉医療貸付事業による施設整備・建替に対する政策融資、福祉医療経営指導事業による施設経営の安定化支援、退職手当共済事業による介護職員の確保・雇用の安定化、社会福祉振興助成事業による NPO 等市民活動の支援、そして、福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET 事業) による福祉保健医療情報の幅広い情報提供など、多岐にわたるサービスを提供しています。

特に WAM NET 事業においては、「介護離職ゼロの実現に向けて」というコンテンツで、仕事と介護の両立に関する制度等の情報を提供するとともに、経済団体や企業人事部門等を個別訪問して当該コンテンツを紹介するなど、情報発信に努めています。

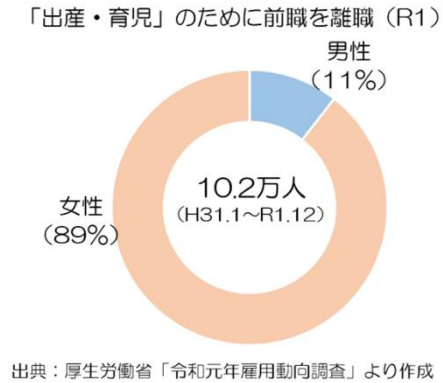
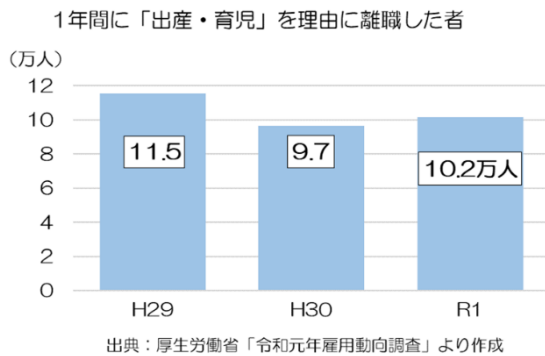


(2) 子育て環境整備

① 環境認識

出産、育児等の子育てを理由とした離職者数は、令和元年時点において、年間約10万人となっています。

なお、離職者の男女比は、女性89%、男性11%となっています。

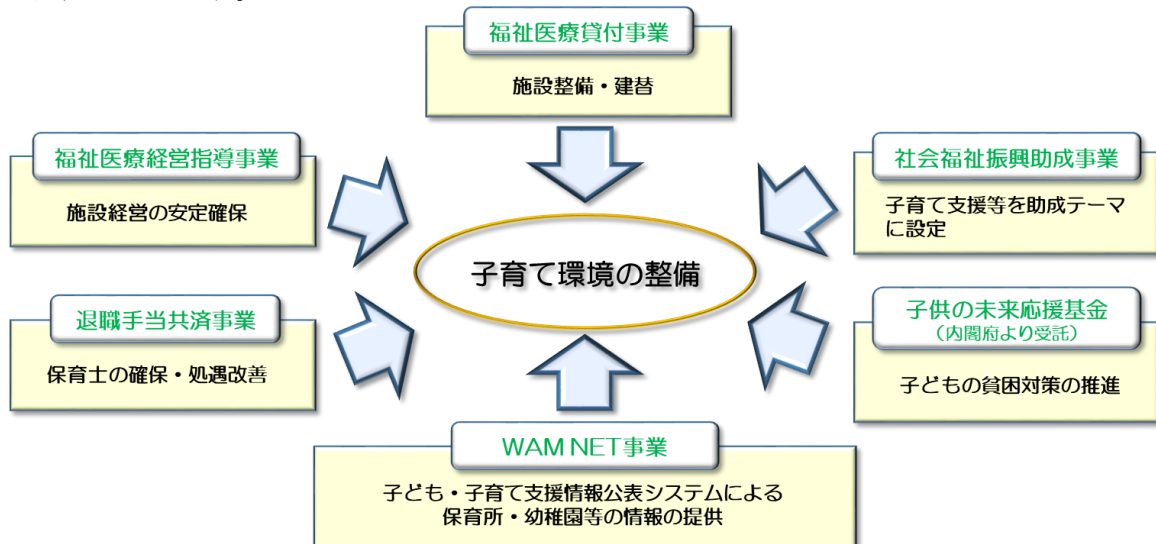


② 機構の事業による政策の推進

「子育て環境整備」の政策を推進するため、福祉医療貸付事業による施設整備・建替に対する政策融資、福祉医療経営指導事業による施設経営の安定化支援、退職手当共済事業による保育士の確保・雇用の安定化、社会福祉振興助成事業によるNPO等市民活動の支援、さらには、内閣府より委託を受けた「子供の未来応援基金」による子どもの貧困問題に取り組む市民活動に対する助成など、多岐にわたるサービスを提供しています。

また、国民の皆さまに福祉保健医療情報を幅広く提供する福祉保健医療情報サービス事業 (WAMNET事業) では、令和2年度から「子ども・子育て支援情報公表システム」の運用を開始しました。

このシステムでは、子ども・子育て支援法第58条に基づく特定施設・保育施設並びに幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設等に関する情報を一元的に掲載し、施設種類や所在地で検索・閲覧できる機能を備えるなど、利用者の選択に資する情報を提供しています。



5. 中期目標

(1) 概要 < 第4期中期目標期間（平成30年4月～令和5年3月） >

第4期中期目標期間中に達成すべき業務運営に関する目標が厚生労働大臣から示されており、待機児童解消や特別養護老人ホームの待機者解消、地域医療構想の実現等を推進するための福祉医療基盤の整備、保育士や介護人材の処遇改善、制度の谷間の要支援者を支える団体への支援を行い、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現に寄与するとともに、機構が保有する福祉保健医療情報サービス基盤を活用し、全ての利用者が一元的かつ正確な情報を入手できる環境の整備等を効果的かつ効率的に事業を実施すること等が指示されています。

なお、詳細につきましては、[第4期中期目標](#)をご参照ください。

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

機構の中期目標は、適正かつ厳正な評価に資する「一定の事業等のまとまりごとの目標（セグメント情報）」として策定されており、9つに区分されます。

なお、「勘定（経理区分）」については、各業務と財源区分との関係などから、8つに区分しています。それらの関係性は次のとおりです。

一定の事業等のまとまりごとの目標（セグメント情報）	勘定（経理区分）
1. 福祉医療貸付事業	① 一般勘定
2. 福祉医療経営指導事業	
3. 社会福祉振興助成事業	
4. 福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）	
5. 退職手当共済事業	② 共済勘定
6. 心身障害者扶養保険事業	③ 保険勘定
7. 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	④ 年金担保貸付勘定
	⑤ 労災年金担保貸付勘定
8. 承継年金住宅融資等債権管理回収業務	⑥ 承継債権管理回収勘定
9. 一時金支払等業務及び補償金支払等業務	⑦ 一時金支払等勘定
	⑧ 補償金支払等勘定

6. 中期計画及び年度計画

機構では、厚生労働大臣から指示された中期目標を達成するための具体的計画として、第4期中期計画を策定するとともに、当該計画に基づく年度計画を策定しています。

中期計画と当事業年度に係る年度計画との関係は、以下のとおりです。

なお、詳細につきましては[第4期中期計画](#)及び[令和2年度計画](#)をご参照ください。

第4期中期計画	令和2年度計画
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1 福祉医療貸付事業	
(1)政策優先度に即した効果的かつ効率的な融資	(1)融資方針を周知し、当該方針に基づき事業を実施 新型コロナウイルス感染症による経営悪化等の緊急時における資金需要への対応
(2)福祉医療貸付制度の周知・広報	(2)福祉医療関係団体や地方公共団体に周知・広報
(3)民間金融機関と協調した融資を推進	(3)ノウハウやデータ等を民間金融機関へ情報提供
(4)早期段階での融資相談と適正かつ迅速な審査手続き	(4)融資相談会の開催及び専門的な支援・助言
(5)債権区分別の適切な期中管理	(5)融資後の運営・財務状況の把握とフォローアップ
(6)債権悪化の未然防止	(6)ポートフォリオ分析及びモニタリング等の実施
(7)経営の悪化又は悪化が懸念される貸付先への支援	(7)貸出条件緩和及び的確な債権保全措置
(8)定量目標の設定 ・周知・広報回数（毎年度 100 回以上） ・協調融資金融機関数（65 機関以上増加） ・実地調査等の実施数（毎年度 55 貸付先以上）	(8)定量目標の設定 ・周知・広報回数（100 回以上） ・協調融資金融機関数（13 機関以上増加） ・実地調査等の実施数（55 貸付先以上）
2 福祉医療経営指導事業	
(1)セミナー内容の充実	(1)機構の独自性を発揮した情報提供等
(2)経営状況に関する調査・分析・公表	(2)リサーチレポートの公表等による情報提供
(3)経営診断・支援の手法・内容の充実	(3)個々の法人・施設が抱える課題解決に重点化
(4)定量目標の設定 ・セミナー受講者数（16,200 人以上） ・調査・分析結果の公表（80 件以上） ・マスコミの引用回数（340 回以上） ・経営診断件数（1,710 件以上）	(4)定量目標の設定 ・セミナー受講者数（3,240 人以上） ・調査・分析結果の公表（16 件以上） ・マスコミの引用回数（68 回以上） ・経営診断件数（342 件以上）
3 社会福祉振興助成事業	
(1)募集テーマの重点化及び連携・協働事業の選定	(1)助成方針の策定、募集要領の公表及び助成先の選定
(2)助成金申請書の受理から交付決定までの期間短縮	(2)助成金申請業務の効率化
(3)助成先法人等へのガバナンス強化の支援充実	(3)助成先法人等への現地調査・指導等
(4)事業の継続・発展に繋がる適切な相談・助言	(4)適切な相談・助言及び優れた事業の可視化
(5)定量目標の設定 ・助成金申請書の平均処理期間（22 日以内） ・助成事業の利用者満足度（最高評価 60%以上）	(5)定量目標の設定 ・助成金申請書の平均処理期間（22 日以内） ・助成事業の利用者満足度（最高評価 60%以上）

第4期中期計画	令和2年度計画
4 退職手当共済事業	
(1)請求書の受付から給付までの期間短縮	(1)事務処理の効率化による処理期間の短縮
(2)退職届作成システムの利用促進	(2)利用者の意向を踏まえたICTの活用
(3)退職手当共済制度の周知	(3)都道府県等と連携し、制度を広く周知
(4)定量目標の設定 ・給付までの平均処理期間（42日以内） ・退職届作成システムの利用割合（毎年度30%以上）	(4)定量目標の設定 ・給付までの平均処理期間（42日以内） ・退職届作成システムの利用割合（30%以上）
5 心身障害者扶養保険事業	
(1)財政状況の検証及び加入者等への公表	(1)財務状況検討会の開催及び検証結果の公表
(2)扶養保険資金の運用	(2)長期的な観点からの安全かつ効率的な運用
(3)事務処理等の適切な実施	(3)地方公共団体に対する事務担当者会議の開催
(4)定量目標の設定 ・周知・広報活動（毎年度15回以上）	(4)定量目標の設定 ・周知・広報活動（15回以上）
6 福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）	
(1)提供情報の質の向上及び利用者の利便性向上	(1)提供情報の質の向上及び利用者の利便性向上
(2)国の施策に基づく情報システムの整備及び運用管理	(2)システムの安定的な運用と効率的な管理
(3)WAMNETを活用した業務の効率的な実施	(3)WAMNETを活用した業務の効率的な実施
(4)定量目標の設定 ・提供情報の整備充実及び機能見直し（25件以上） ・年間ヒット件数（毎年度1億1,000万件以上）	(4)定量目標の設定 ・提供情報の整備充実及び機能見直し（5件以上） ・年間ヒット件数（1億1,000万件以上）
7 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	
(1)安定的で効率的な業務運営	(1)損益が均衡するよう貸付金利に反映
(2)無理のない返済に配慮した制度の運用	(2)無理のない返済に配慮した制度の運用
(3)新規貸付終了時期及び利用可能な他制度等の周知	(3)ホームページ、パンフレット等による周知
(4)定量目標の設定 ・連携・協力による周知活動（30団体以上）	(4)定量目標の設定 ・連携・協力による周知活動（30団体以上）
8 承継年金住宅融資等債権管理回収業務	
(1)業務運営コストの分析及び将来の収支把握	(1)将来の収支状況及び今後の課題を把握
(2)年金住宅融資等債権の適切な債権管理	(2)財務状況等の把握、担保・保証等の評価
(3)延滞債権の発生の抑制	(3)適時的確な回収及び必要な返済条件の変更措置
(4)延滞債権の早期の債権回収	(4)督促、保証履行請求、担保処分等の適切な対応
(5)定量目標の設定 ・長期延滞債権の回収処理（経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して18%以上）	(5)定量目標の設定 ・長期延滞債権の回収処理（経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して18%以上）
9 一時金支払等業務及び補償金支払等業務	
業務の適切かつ迅速な実施	業務の適切かつ迅速な実施

第4期中期計画	令和2年度計画
II 業務運営の効率化に関する事項	
1 業務・システムの効率化と情報化の推進	
(1)システムの導入及び改善の継続的な実施	(1)情報化推進計画に基づくシステム等の改善
(2)情報管理担当部署の専門性を向上	(2)研修プログラムに基づく外部研修の活用
(3)職員に対する研修等の実施	(3)IT 技能習得を推進する職員研修等の計画的な実施
2 経費の節減	
(1)業務方法を改善して事務を効率化し、経費を節減	(1)業務方法を改善して事務を効率化し、経費を節減
(2)公正かつ透明な調達手続きによる適切な調達	(2)調達等合理化計画に基づく一者応札等に対する取組
(3)一般管理費及び業務経費の節減（平成29年度比一般管理費△15%程度、業務経費△5%程度）	(3)業務の質の確保に留意しつつ、経費を節減
III 財務内容の改善に関する事項	
1 予算、収支計画及び資金計画	
効率化等の計画を反映した予算等の作成	効率化等の計画を反映した予算等の作成
2 短期借入金の限度額	
限度額：95,500 百万円	限度額：95,500 百万円
3 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	
年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定の政府出資金等を業務廃止後に金銭納付により国庫納付	なし
4 3の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	
なし	なし
5 剰余金の使途	
業務改善に係る支出の原資及び職員の資質向上のための研修等の財源	業務改善に係る支出の原資及び職員の資質向上のための研修等の財源
IV その他業務運営に関する重要事項	
1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	
(1)組織編成等の業務運営体制の継続的な見直し	(1)組織編成等の業務運営体制の見直し
(2)理事長のリーダーシップが反映される統制環境の維持強化	(2)経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営
(3)・業務間の連携強化等による業務の効率的な運営 ・効果的な情報発信及び広報活動	(3)業務間の連携強化及び効果的な情報発信及び広報活動
2 内部統制の充実	
(1)内部統制の更なる充実	(1)内部統制の点検・検証・見直しの実施
(2)サイバー攻撃の防御力及び組織的対応能力の強化	(2)PDCA サイクルによる情報セキュリティ対策の改善
3 職員の人事に関する事項	
(1)女性活躍や働き方改革の推進	(1)育児・介護等との両立支援、ワークライフバランスの推進
(2)職員の資質向上を図る各種研修の実施	(2)若手職員の育成を目的とした各種専門研修の実施
4 施設及び設備に関する計画	
なし	なし
5 積立金の処分に関する事項	
繰越積立金は業務の財源に充当	繰越積立金は業務の財源に充当

7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

近年の日本におけるガバナンス改革は、「スチュワードシップ・コード」や「コーポレートガバナンス・コード」の策定等により、グローバルスタンダードに沿った強化が民間企業等の間で進められています。また、社会福祉法人においても、平成28年の社会福祉法の改正内容に、ガバナンス強化や透明性向上が盛り込まれました。

独立行政法人については、平成26年の独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の改正において、法人の内外から業務運営を改善し得るよう、法人内部のガバナンスを強化することが求められています。

これらの背景を踏まえ、機構では、業務運営を効率的かつ効果的に実施することを目的とした「経営企画会議」及び経営の公正性と透明性を高めることを目的とした「ガバナンス委員会」を設置し、それぞれがトップマネジメントを強力に補佐しながら、適切に運営管理を図る体制を整備しています。

経営企画会議においては、機構の経営方針や経営計画等の重要事項について協議し、各事業の進捗状況や業務プロセスを報告・管理することにより、役職員における意思の統一及び課題等の共有を図っています。

ガバナンス委員会においては、機構のコンプライアンス、リスク管理（統合的リスク、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、システムリスク及び事務リスク等の管理）、顧客保護等管理（金融円滑化管理を含む）に係るモニタリングにより、ガバナンス態勢上の課題等の共有を図るとともに、継続的に態勢の見直しを行っています。さらに令和2年度より、各事業部門の「事業の持続可能性」について、財源や人的・知的資本など多様な視点から明示的な確認を実施するプロセスを開始しました。

(ガバナンス態勢)



(2) 役員等の状況

① 役員の名、役職、任期、担当及び職歴

(令和3年3月31日現在)

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	なかむら ひろかず 中村 裕一	自 平成 30 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日		菱進ホールディングス株式会社 取締役社長 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 執行役員
理事	はらぐち まこと 原口 真	自 令和 元年 10 月 1 日 至 令和 3 年 9 月 30 日	総務部、企画管理部、 情報事業部、福祉医療 貸付部（助成事業に限 る）	厚生労働省大臣官房付 【現役出向】
理事	かざま こうじ 風間 弘次	自 令和 元年 10 月 1 日 至 令和 3 年 9 月 30 日	福祉医療貸付部（助成 事業を除く）、上席推 進役、経営サポートセ ンター、年金貸付部、 大阪支店	独立行政法人福祉医療機構 企画管理部長
理事	まつなわ ただし 松縄 正	自 令和 元年 10 月 1 日 至 令和 3 年 9 月 30 日	経理部、顧客業務部、 共済部、保険・支払業務 部	ニッセイ・リース株式会社 取締役執行役員
監事	よしの ひろし 吉野 裕	自 平成 30 年 7 月 1 日 至 令和 4 年度の財務諸表 承認日		ちばざんアセットマネジメント 株式会社取締役社長
監事 (非常勤)	おおほし ひろこ 大橋 裕子	自 平成 30 年 7 月 1 日 至 令和 4 年度の財務諸表 承認日		大橋裕子公認会計士事務所所長

② 会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

(3) 職員の状況

常勤職員は令和2年度末において273人（前期末276人）であり、平均年齢は41.5歳（前期末41.9歳）となっています。このうち、国からの出向者は5人、令和3年3月31日付退職者は11人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

① 当事業年度中に完成した主要施設等

該当なし

② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

該当なし

③ 当事業年度中に処分した主要施設等

該当なし

(5) 純資産の状況

① 資本金の額及び出資者ごとの出資額

資本金及び政府出資金について、当期増加額 36,907 百万円は新型コロナウイルス感染症の影響により休業または事業を縮小した医療、福祉事業者の資金繰りを支援するため、無利子、無担保等の危機対応融資の拡充に必要となる資金として令和2年度第一次補正予算及び第二次補正予算にて措置され受入れた政府出資金（一般勘定）によるものである一方、当期減少額 62,258 百万円のうち 61,733 百万円は、機構法附則第5条の2第6項に基づく国庫納付（承継債権管理回収勘定）によるものであり、残額の 525 百万円は、通則法第46条の2第1項に基づく国庫納付（労災年金担保貸付勘定）によるものです。

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	420,308	36,907	62,258	394,956
資本金合計	420,308	36,907	62,258	394,956

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

令和2年度の当期総利益については、目的積立金の申請は行っていません。

前中期目標期間繰越積立金取崩額は、中期計画の「積立金の処分に関する事項」において定めた使途に基づき、平成30年6月30日付にて主務大臣から承認を受けた441百万円のうち5百万円（年金担保貸付勘定：5百万円、労災年金担保貸付勘定：0.1百万円）について取り崩しを行ったものです。

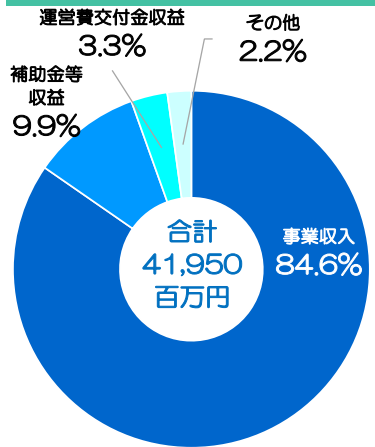
(6) 財源（インプット）の状況

① 財源（インプット）の内訳

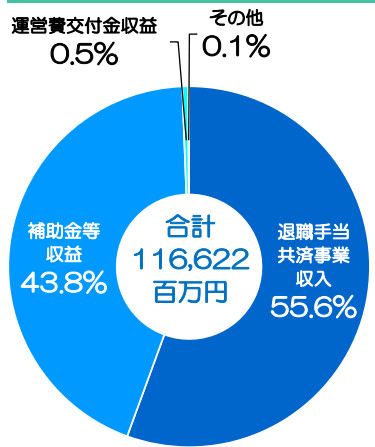
機構の経常収益は 206,422 百万円であり、各事業、業務の実施に必要な財源を適切に確保しています。主な内訳は、事業収入 125,687 百万円（60.9%）、補助金等収益 65,508 百万円（31.7%）、業務収入 12,115 百万円（5.9%）、運営費交付金収益 2,098 百万円（1.0%）となっています。

各勘定の財源の内訳は、次ページのとおりです。

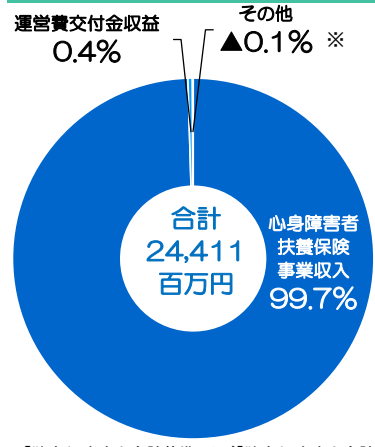
一般勘定
 (福祉医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業、社会福祉振興助成事業)



共済勘定
 (退職手当共済事業)

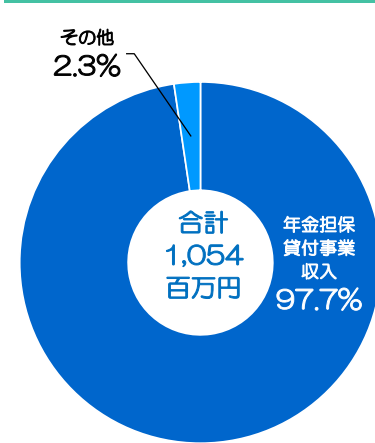


保険勘定
 (心身障害者扶養保険事業)

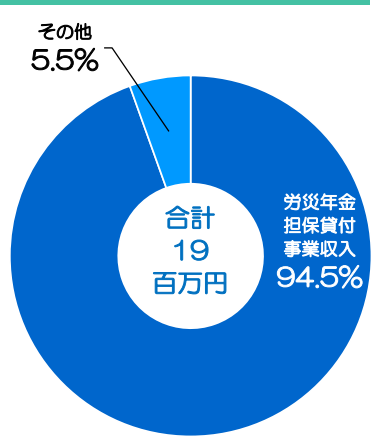


※「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A17-4に基づき、引当金見返にかかる収益をマイナス金額で計上しています。

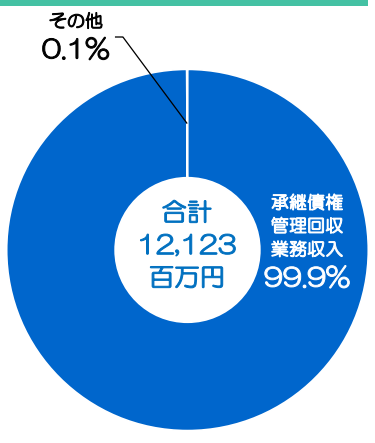
年金担保貸付勘定
 (年金担保貸付事業)



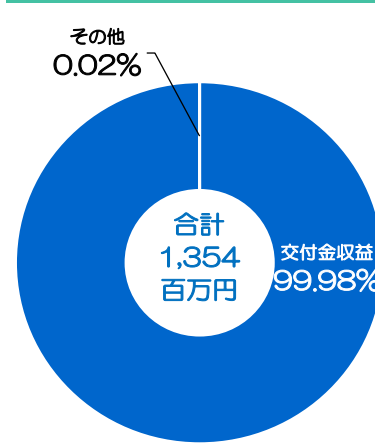
労災年金担保貸付勘定
 (労災年金担保貸付事業)



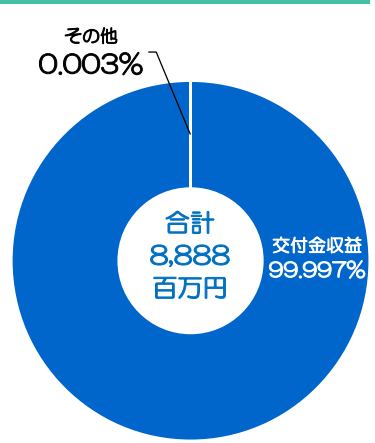
承継債権管理回収勘定
 (承継年金住宅融資等債権管理回収業務)



一時金支払等勘定
 (一時金支払等業務)



補償金支払等勘定
 (補償金支払等業務)



なお、この他、機構法第 17 条に基づき厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入の実施及び福祉医療機構債券を発行しています。

借入等の実績は、福祉医療貸付事業において、長期借入金 1,682,000 百万円の実施及び福祉医療機構債券 20,000 百万円を発行、年金担保貸付事業において、福祉医療機構債券 7,000 百万円を発行しています。

② 自己収入に関する説明

中期目標において、「運営費交付金以外の収入の確保」が定められていることから、機構では、運営費交付金を充当して行う事業について、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業において、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めています。

令和 2 年度においては、福祉医療経営指導事業で個別経営診断経営指導料などにより 21 百万円、福祉保健医療情報サービス事業ではバナー広告の掲載料などにより 5 百万円の自己収入を確保しています。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

機構の業務における環境配慮については、「環境物品等の調達を推進を図るための方針」を策定し、環境物品等の調達を推進しているほか、電気やコピー用紙等の使用量を定期的に点検し、削減に努めております。

また、社会への配慮の一環として、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進など、全ての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいます。

さらに、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、障害者就労施設等からの物品の調達の推進に取り組んでいます。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

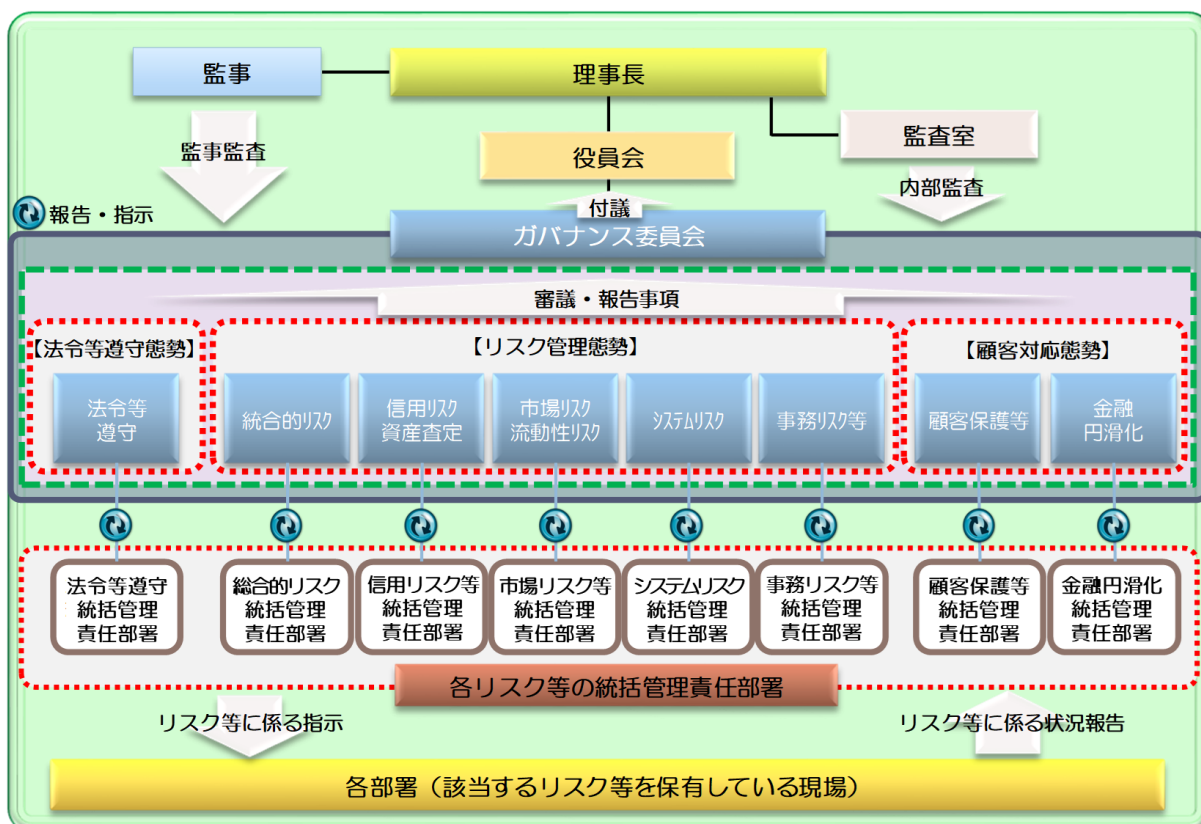
機構が保有するリスクの管理を適切に行うため、「リスク管理方針」を定めています。その上で、各リスクに関する管理規程等を定め、当該規程に基づき設置した統括管理責任部署が中心となって各リスクの特定・評価を行い、理事及び監事が出席するガバナンス委員会において定期的に報告しています。

こうした活動については、組織内のイントラネットを通じて全役職員で認識を共有するとともに、当該活動結果を踏まえた関連規程等の見直しを行っています。

また、内部統制の仕組みが有効に機能しているかについて、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局通知）を踏まえた点検を実施し、理事長による総括評価を行っています。

さらに、リスク・アプローチに基づく内部監査により、内部統制の有効性について点検・検証し、必要な改善活動を推進しています。

(機構におけるリスク管理態勢)



なお、機構のリスク管理については、各業務の健全性及び適切性の確保を図るため、「3線防御 (3 Lines of Defense)」の仕組みを導入しています。

(3 線防御 (3 Lines of Defense))

- 第 1 線**：各事業・業務部門の所属長のコントロールのもと、日々の業務で生じるリスクを特定し、現場におけるリスク管理の内部統制を整備することにより、業務の適切性を確保しています。
- 第 2 線**：第 1 線のモニタリング・指導を担っており、第 1 線とは独立した管理部門が実施することで牽制機能を発揮し、業務執行の適切性を堅固にしています。「統合的リスク管理」は企画管理部、「顧客保護等」は総務部が担っています。
- 第 3 線**：業務執行の監査機能を担っています。理事長直轄の組織である監査室が、第 1 線の業務執行の適切性及び第 2 線のモニタリング・指導の有効性を点検・検証するとともに、さらに内部統制が有効に機能するために必要な助言等を行います。

監査室においては、以下の取組みに着手して参ります。

- ① 監事、監査法人等と連携する三様監査を引き続き励行
- ② 「形式、過去、部分」の見方に、金融庁が示す「実質、未来、全体」の視点を加えた監査の実施
- ③ 「準拠性」、「リスクベース」の監査に加えて、資源配分、事業持続可能性等への取組みを含めた「事業運営の適切性」を経営に報告

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

機構の保有する主なリスク及びその対応状況は、以下のとおりです。

なお、こうした活動はガバナンス委員会等へ定期的に報告され、ガバナンス態勢の実効性を確認するとともに、態勢上の弱点及び課題など改善すべき点の有無並びにその内容を適切に検証し、必要な見直しを行っています。

また、①信用リスク、②市場リスク、③流動性リスクの詳細につきましては、直近の[債券内容説明書](#)をご参照ください。

① 信用リスク

貸付先の財務状況の悪化等により、貸付債権の価値が減少又は消失することで、債権の回収が不可能又は困難となり、損失を被る可能性があります。

そのため、当該債権の早期把握に努め、必要に応じて再建計画策定の指導及び整理・回収を行うとともに、自己査定を踏まえた償却・引当を適切に実施するなど、信用リスク管理の取組みを推進しています。

- ・ **福祉医療貸付事業**については、令和 2 年度の新型コロナ対応支援資金により拡大したポートフォリオに対して、与信業務関連システム及び人員の配置を含めた組織の強化により管理体制を強化し、信用リスクの今後の状況を注視します。また、リスク管理債権化した貸付先の指導を行うとともに、経営悪化の未然防止の観点から、リスク管理債権化するおそれのある貸付先（イエローゾーン先）の抽出、定期的なモニタリング等を実施しています。これらの取組み状況については、ガバナンス委員会から委嘱を受けた「信用リスク分科会」において審議等を行っています。加えて、モニタリング等の実効性の確認、検証及び必要な見直しを行い、議事要旨をガバナンス委員会へ報告しています。

- ・ **年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業**については、利用者のほぼ全てが利用している信用保証制度により、損失発生リスクが軽減されています。
- ・ **承継年金住宅融資等債権管理回収業務**については、受託金融機関等と密接に連携し、回収に努めております。貸付債権の9割超が受託金融機関等による保証（機関保証）付の債権（転貸法人への貸付及び個人向けの住宅金融支援機構との併せ貸し等）であり、機関保証のない債権についても、連帯保証人の付保や不動産担保を徴求する等の債権保全を図っています。
- ・ **心身障害者扶養保険事業**については、生命保険会社各社の信用状況について、定期的なモニタリングを実施しています。主な項目には、各社の毎事業年度の「決算報告」、四半期毎の「ソルベンシーマージン比率」、「発行体格付」、「財務格付」等があります。

また、それらの情報については、外部有識者からなる「心身障害者扶養保険事業財務状況検討会」で審議いただき、議事要旨をガバナンス委員会へ報告しています。

② 市場リスク

社会経済状況の変化及び金利を始めとする様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、損失を被る可能性があります。

- ・ **福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業**については、貸付の期間と資金調達の間構成に不一致が生じることにより、再調達時に金利が上昇（変動）するリスクがあります。

そのため、ALMの手法による計測・分析を活用し、金利変動等により生じる不一致を極小化するよう努めています。

- ・ **心身障害者扶養保険事業**については、扶養保険資金を国内外の債券及び株式で運用しているため、価格が変動するリスクがあります。そのため、運用資産の過去の市場の動向等を把握・分析のうえ、収益とリスクを考慮した「基本ポートフォリオの構成割合」を決定し、必要に応じてリバランス等の措置を講じ、運用での損失リスクの最小化を図っています。

また、運用状況については、外部有識者からなる「心身障害者扶養保険事業資産運用委員会」で審議いただき、議事要旨をガバナンス委員会へ報告しています。

③ 流動性リスク

市場環境変化及び想定外の貸付実行や回収遅延等により、必要な資金確保が困難になり、資金繰りがつかなくなる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることで、損失を被る可能性があります。

- ・ **福祉医療貸付事業**では、資金不足が生じないよう、日々の貸付実行・回収の予定を精査し、その他の事業においても資金繰りを厳正に管理しております。
- ・ 福祉医療貸付事業に係る資金調達については、財政融資資金及び債券発行といっ

た長期的かつ安定的な調達手段に加えて、複数の民間金融機関からの短期借入金を活用しております。債券発行にあたっては、適切な発行条件で資金調達できるよう、起債動向及び市場環境の把握に努めています。

- ・ **年金担保貸付事業**については、債券発行及び複数の民間金融機関からの短期借入金を活用していますが、貸付額の減少等を踏まえ、令和2年度下期以降は、債券発行による資金調達を見送っております。
- ・ **心身障害者扶養保険事業**については、加入者が納付する保険金及び国や地方公共団体が納付する特例保険金の収入予定額及び年金給付保険金の支出予定額等を把握し、資金繰りを管理するなか、遅滞なく年金給付保険金の支払いができるよう、必要に応じて長期運用資産の一部を短期資産に振り替えています。
- ・ 各事業の**余裕金の運用**にあたっては、運用先金融機関の財務状況や格付状況等について定期的に確認するとともに、金融機関毎に格付と資本額に応じた運用限度額を設定し、特定の金融機関に過度に運用資産が集中しないようリスクの軽減を図るための措置を講じています。

なお、令和3年2月に余裕金に関する運用方針を改正し、運用対象（運用商品の範囲）について、「譲渡性預金及び定期預金」を「預金保険法に規定される金融機関への預金」と変更し、預金の運用対象を預金保険法が適用される金融機関に限定しました。

④ システムリスク

コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステム不備、コンピュータの不正使用及び外部からの不正アクセス等により、損失を被る可能性があります。

そのため、システム、データ、ネットワーク及び関連機器等に関するセキュリティの管理並びにデータ保護、データ不正使用防止、ウイルス等不正プログラムの侵入及び外部者による情報の盗難の防止等の措置を実施するとともに、情報セキュリティ対策として、情報管理担当部署による情報セキュリティインシデント対処に関する厚生労働省との連携訓練（CSIRT連携）の実施や全役職員向けに情報セキュリティ研修を実施するなど、サイバー攻撃への防御力及び対応能力の強化に努めています。

また、基幹システムの改善・入替については、十分な検証時間を確保すべく、着実・迅速に計画を履行して参ります。

⑤ 事務リスク等

役職員等及び外部委託先が正確な事務を怠ること又は事故・不正を起こすこと等により、損失を被る可能性があります。

そのため、業務手順及びマニュアルの整備、再鑑・チェック体制の徹底、業務処理状況の定期的な点検、システム化の推進、各担当者に対する研修等を通じて、適切な業務の遂行に努めています。

また、各事業・業務部門とは独立した管理部門において、適時性・適切性を強く意識したモニタリング・指導を実施しており、牽制機能が発揮される態勢を整備しています。

⑥ その他のリスク

・ 法令等遵守

コンプライアンスについての解説及び違法行為を発見した場合の対処方法等を網羅した「コンプライアンスに関する行動指針」を定めるとともに、年度毎にコンプライアンスを充実、強化するための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を定め、研修等を通じて役職員に周知する等、法令等遵守に関する取組みを推進しています。

・ 顧客保護等

顧客に対する「説明及び情報提供」、顧客からの「相談要望及び苦情対応」、顧客情報の「漏えいの防止等の情報管理」を柱とした「顧客保護管理方針」及び関連規程等を定め、顧客保護等の管理を適切に行うための取組みを推進しています。

9. 業務の適正な評価の前提情報

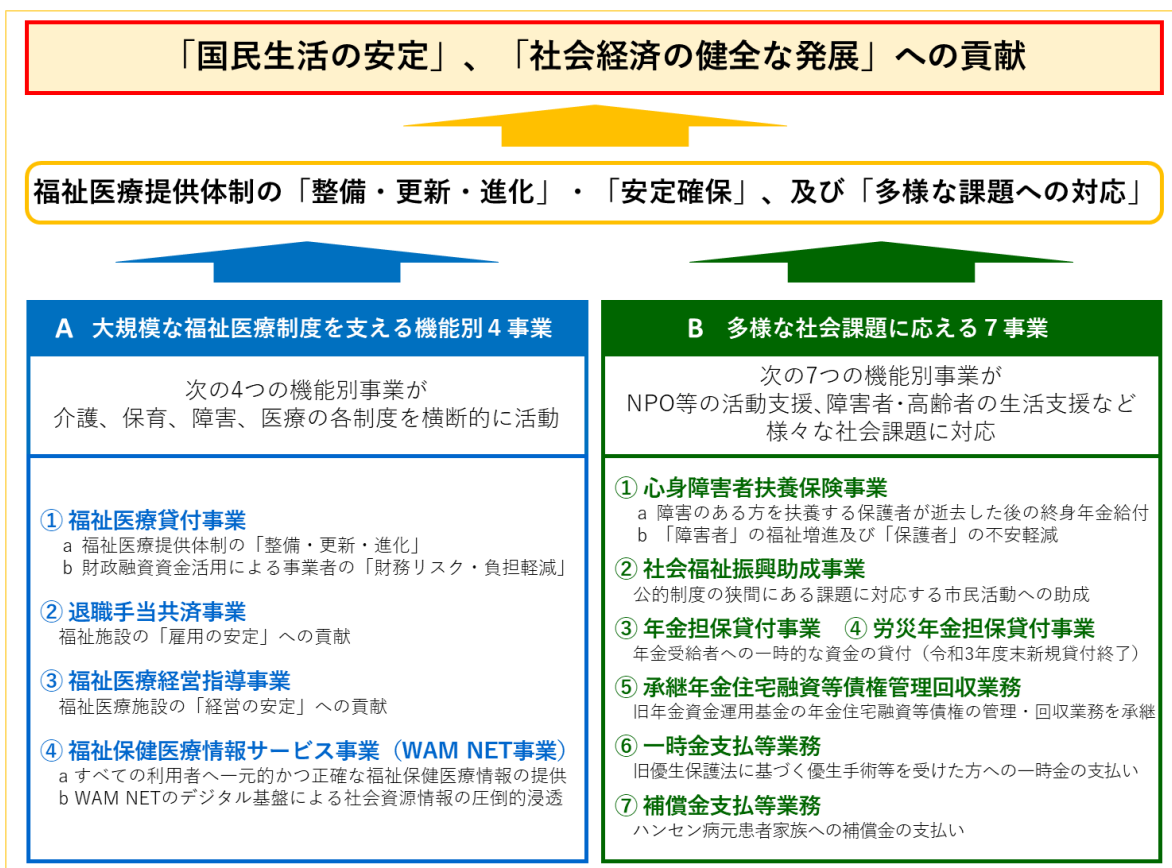
(1) 機構の活動が「社会に及ぼす効果（アウトカム）」

機構の活動が「社会に及ぼす効果（アウトカム）」は、通則法の目的でもある「国民生活の安定」と「社会経済の健全な発展」への貢献です。この「アウトカム」は「A 大規模な福祉医療制度を支える機能別4事業」と、「B 多様な社会課題に応える7事業」により実現しています。

図に示すとおり、Aの4事業が介護、保育、障害、医療の各制度を横断的に活動しています。

さらに、昭和45年に開始した障害児・者とその保護者を支える「心身障害者扶養保険事業」に始まり、令和2年にスタートした「補償金支払等業務」まで、Bの7事業で多様な「社会と時代」のニーズに対応しています。

<図 機構の各事業が「社会に及ぼす効果（アウトカム）」について>



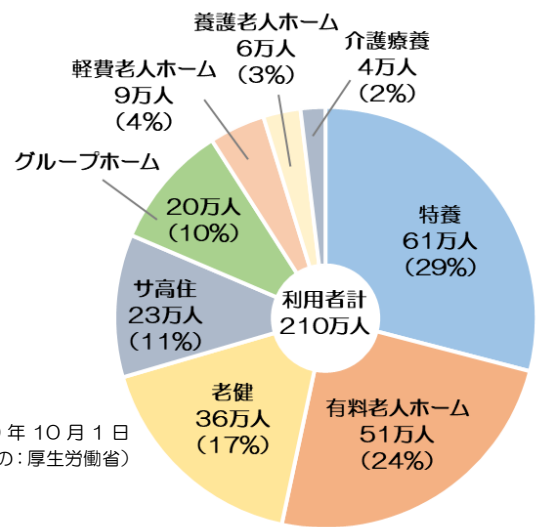
アウトカムについては、毎年の活動の累積が社会基盤となり、その基盤が総体として、社会に対しての効果を生み出しています。福祉医療貸付事業では、40年前の融資で建設された病院が引き続き活用されているケースもあります。心身障害者扶養保険事業では、保護者が制度に加入され、ご子息の終身年金は生涯続くことから、最高齢の年金受給者には90歳を超える方もいらっしゃいます。機構における「事業活動」と「アウトカム」の関係は、極めて長い時間軸の効果が累積されます。

＜大規模な福祉医療制度を支える機能別4事業＞

①-1 施設整備への貢献：福祉医療貸付事業

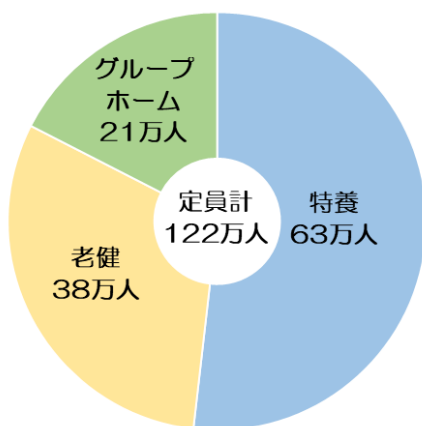
- a. 介護施設：高齢者向け施設等の利用者は210万人いらっしゃいます。また、政策上、優先度の高い特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等についての機構融資関与率は、高いものになっています。

＜グラフ1＞高齢者向け住まい・施設利用者数



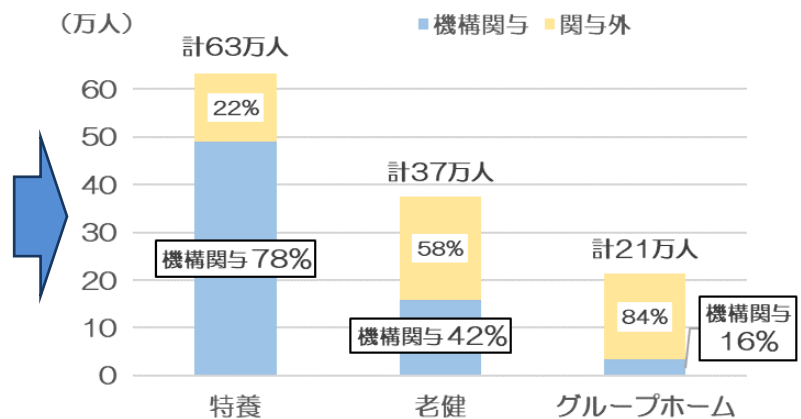
※ 社会保障審議会資料（平成30年10月1日時点等の数値をとりまとめたもの：厚生労働省）より。

＜グラフ2＞高齢者施設の定員数



＜グラフ3＞機構融資関与率(注)

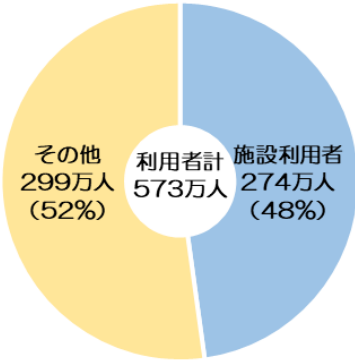
(高齢者施設の定員数)



※ 各施設の定員総数は『令和元年 介護サービス施設・事業所調査』（厚生労働省）より。

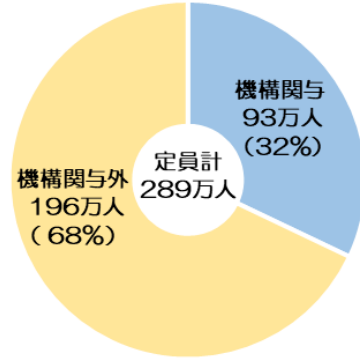
b. **保育施設**：就学前児童数 573 万人の約半数が保育所等施設を利用しています。うち、機構融資関与先のシェアは約 3 割です。政府は、2024 年に向けて 14 万人の受け皿拡大を目指しています。

<グラフ 1> 保育所等「施設利用者」の
就学前児童数に占める割合



※『令和 2 年 4 月 1 日 保育所等関連状況取りまとめ』（厚生労働省）より。

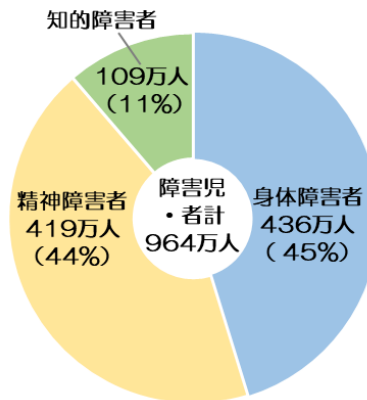
<グラフ 2> 機構融資関与率(注)
(保育所の定員数)



※ 定員総数は『令和元年 社会福祉施設等調査』（厚生労働省）より。

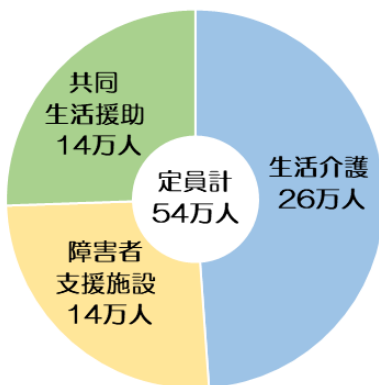
c. **障害者施設**：障害のある方は 964 万人いらっしゃいます。障害者支援施設や生活介護事業などの主なサービスに対する機構融資関与率は、高い傾向にあります。

<グラフ 1> 障害児・者の概況

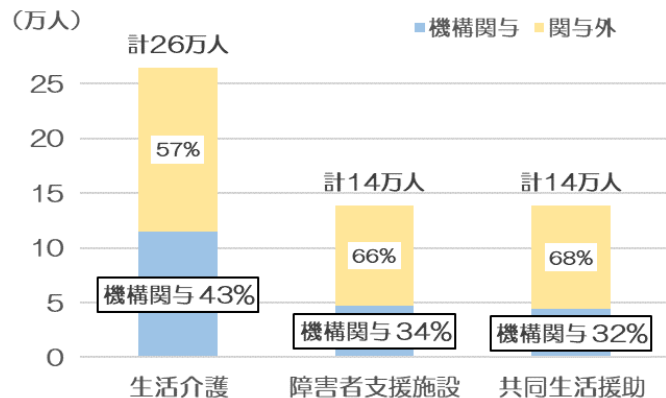


※『令和 2 年 障害者白書』（内閣府）より。

<グラフ 2> 障害者施設の定員数



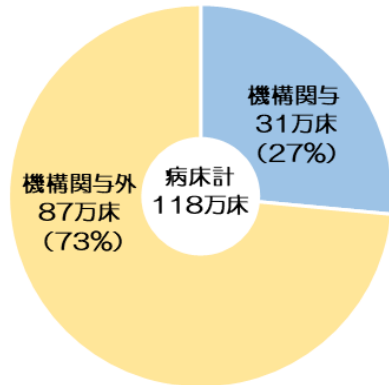
<グラフ 3> 機構融資関与率(注)
(障害者施設の定員数)



※ 各施設の定員総数は『令和元年 社会福祉施設等調査』（厚生労働省）より。

d. **医療施設**: 病院の病床に対する機構融資の関与率は 27%です。また、喫緊の課題として「高齢化」と「総人口減少」に対応するサービス提供体制の変革が求められています。

<グラフ 1> 機構融資関与率(注)
(病院の病床数)



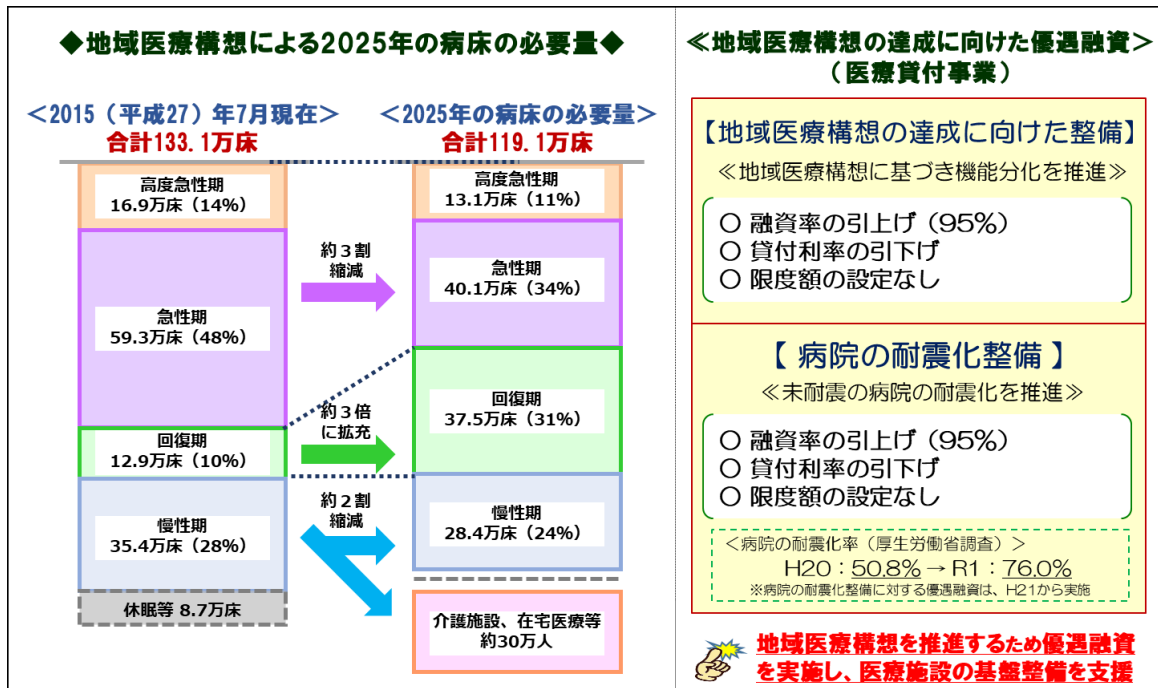
※ 病床数は、『令和元年 医療施設調査』(厚生労働省)より。
(公立病院等を除く。)

(注) 上記 a~d における機構融資関与数は、令和元年度末時点で融資残高のある貸付先から提出された『事業報告書』より。なお、『事業報告書』は貸付先単位で提出されることから、本資料は貸付先単位の定員・病床数を計上。

①-2 福祉医療提供体制の変革への貢献：福祉医療貸付事業

高齢化に対応する福祉医療提供体制の進化の一環として、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づき、「地域医療構想」に則した整備を 2025 年に向け進めています。具体的には、2015 年対比で、総病床数を約 14 万床縮減し、その内訳として、高度急性期・急性期は約 3 割縮減、回復期は約 3 倍に拡充、慢性期は約 2 割を縮減する計画です。また、結果として、介護施設、在宅医療等が約 30 万人の受け皿となることが想定されます。

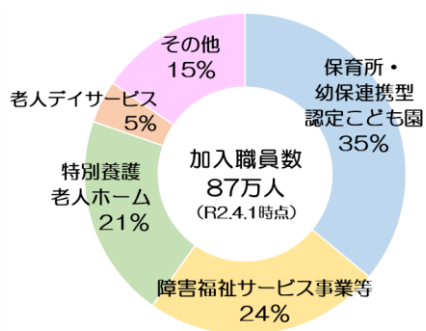
医療貸付事業は、「地域医療構想適合」案件や「病院の耐震化整備」案件等に優遇融資を実施し、政策の推進を支援しています。



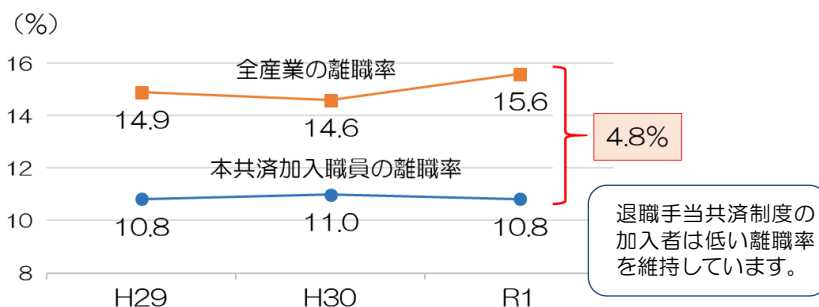
② 福祉施設の雇用の安定への貢献：退職手当共済事業

退職手当共済事業は、福祉施設の雇用の安定をもたらす退職共済制度を、介護、児童、障害等の各福祉分野の施設に提供しており（グラフ 1）、本制度加入者の離職率は低い水準を維持しています（グラフ 2）。

<グラフ 1>
制度加入職員数の施設種類別内訳



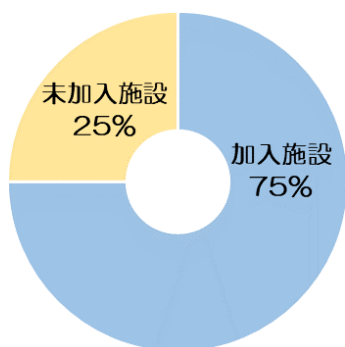
<グラフ 2>
全産業及び制度加入職員の離職率



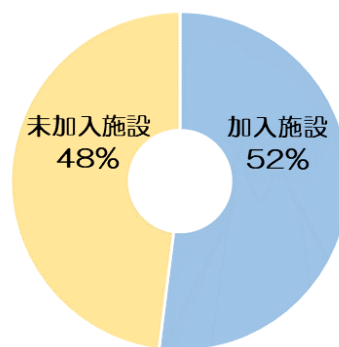
- ※ 全産業は、厚生労働省「雇用動向調査」を基に機構成
- ※ 雇用動向調査：調査対象に関して、労働時間の条件はない。
退職手当共済：雇用期間を定めて雇用される職員で、労働時間が就業規則で定める正規職員の所定労働時間の 3 分の 2 未満の者を含まないなど、退職手当共済の加入要件を満たす職員に限る。
- ※ 離職率は、次の方法により算出している。
<全産業の離職率> 離職者数 ÷ 1 月 1 日現在の常用労働者数
<本共済加入職員の離職率> 退職者数 ÷ 加入職員数

また、主な施設の本制度への加入率について、特別養護老人ホームでは 75%が加入、保育所等では 50%超が加入しており、退職共済制度の関与が高い傾向にあります（グラフ 3、グラフ 4）。

<グラフ 3>
特別養護老人ホームの加入率



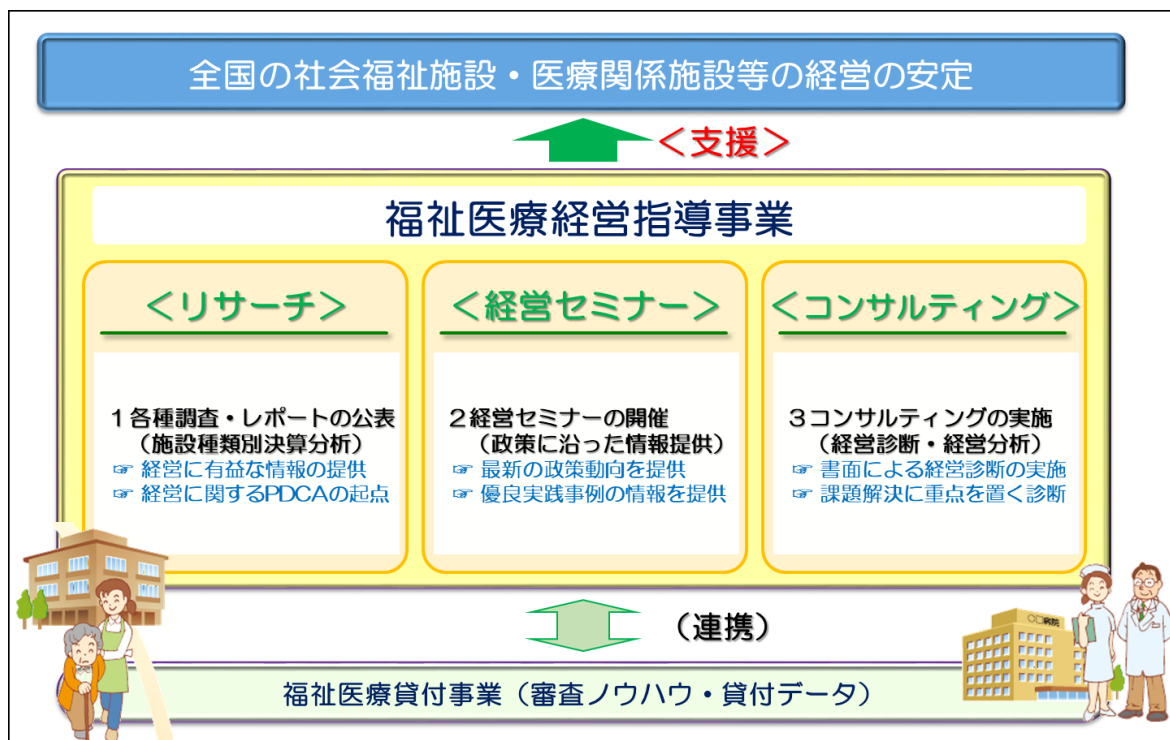
<グラフ 4>
保育所等の加入率



- ※ 特別養護老人ホームは厚生労働省『令和元年介護サービス施設・事業所調査』、保育所等は厚生労働省『令和元年社会福祉施設等調査』を基に次の方法により算出している。
退職手当共済事業加入施設数 ÷ 全国の施設数
- ※ 保育所等は保育所及び幼保連携型認定こども園を指す

③ 経営の安定への貢献：福祉医療経営指導事業

経営指導事業は、リサーチ、経営セミナー、コンサルティングの3本柱で全国の福祉医療施設の経営の安定に貢献しています。

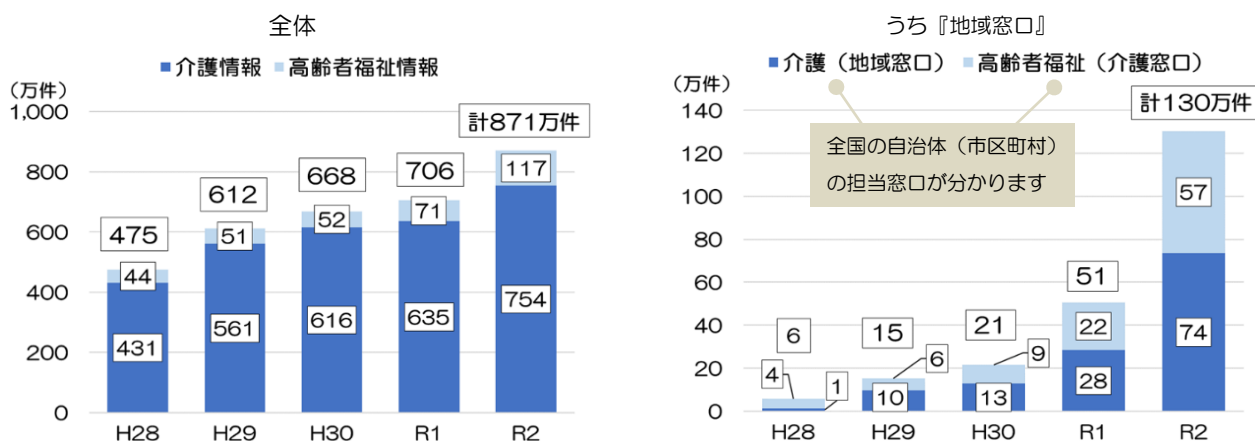


④ 社会資源の有効活用への貢献：福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業)

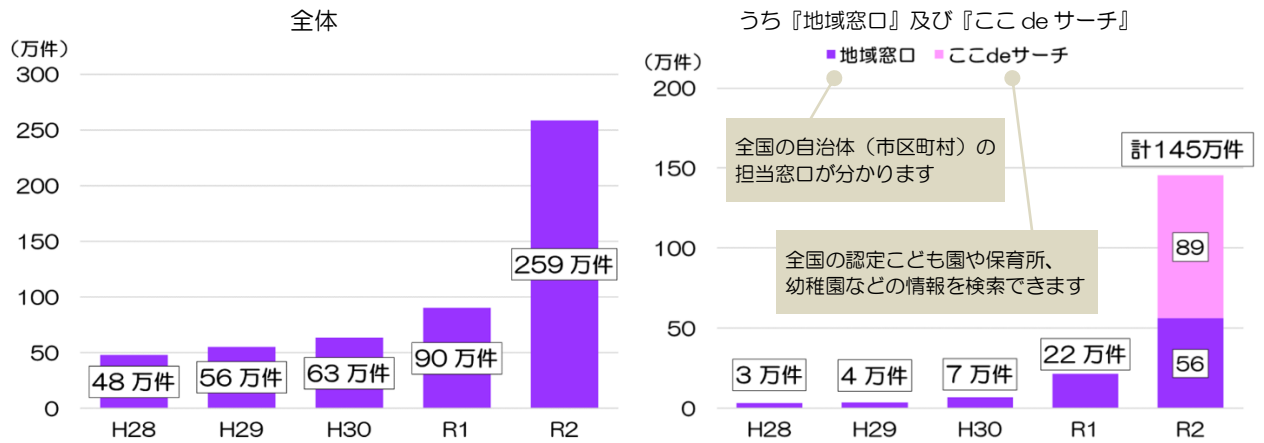
WAM NET事業は、介護、児童福祉、障害者福祉、医療に関する「正確で一元的な情報」の提供により、社会資源が、より有効に活用されることに貢献しています。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により社会生活が大きく変容し、福祉医療関連の各種情報を掲載するWAM NETのヒット件数は大きく増加しました。その中でも、同年度に「子ども・子育て支援情報公表システム (ここ de サーチ)」の運用を開始した児童福祉情報については、特にヒット件数が増加しています。(グラフ2参照)

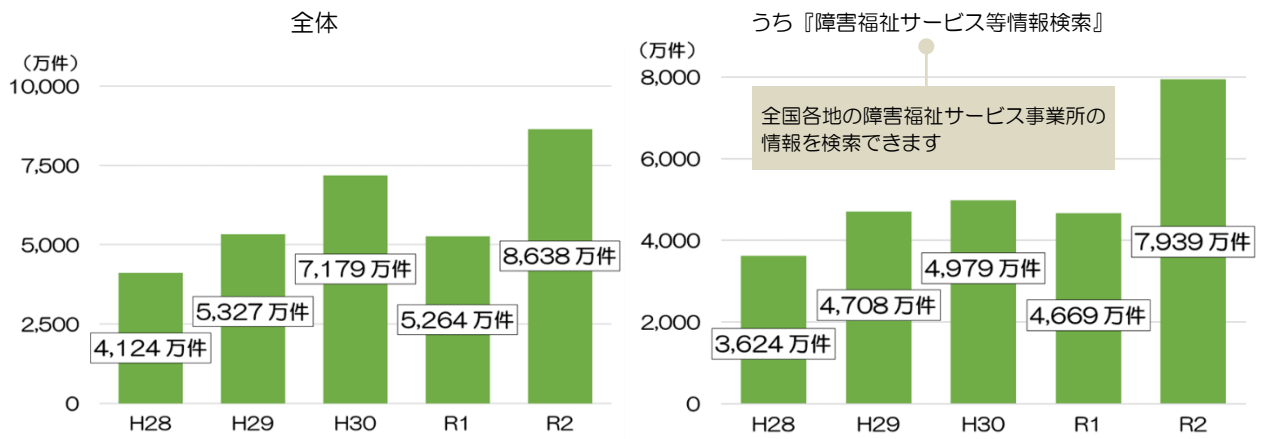
<グラフ1> 介護情報 ヒット件数の状況



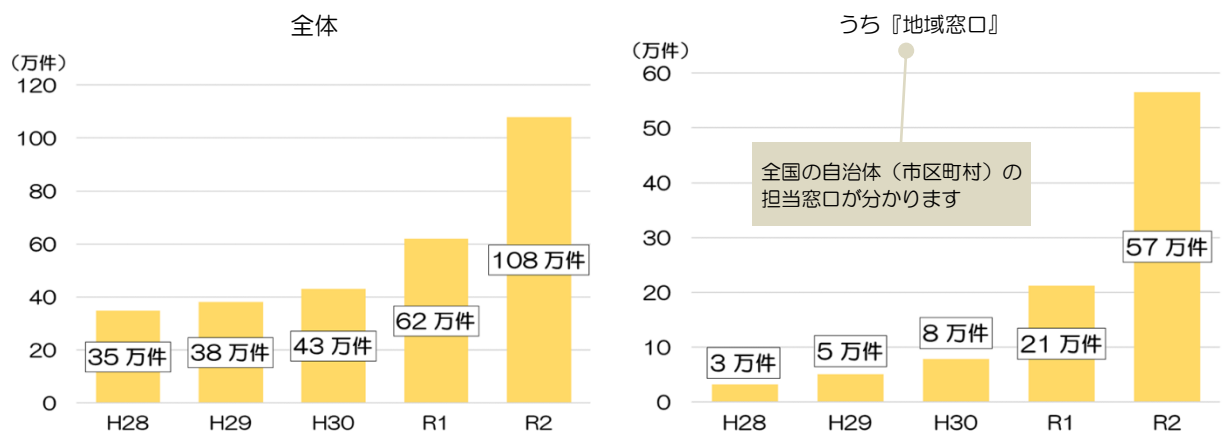
<グラフ 2> 児童福祉情報 ヒット件数の状況



<グラフ 3> 障害者福祉情報 ヒット件数の状況



<グラフ 4> 医療情報 ヒット件数の状況



(2) 大規模な福祉医療制度を支える機能別 4 事業

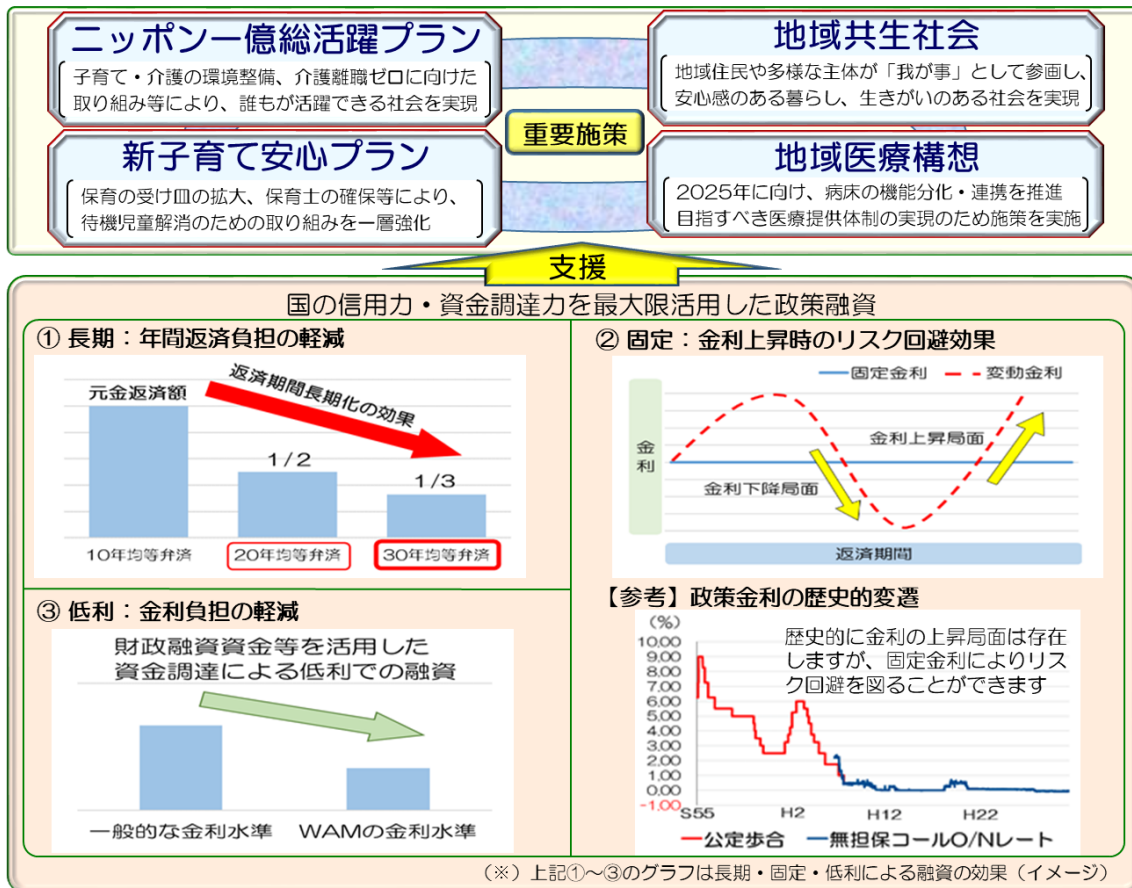
① 福祉医療貸付事業

福祉医療基盤の整備と財務リスク・負担の軽減

社会福祉施設及び医療施設等を整備する際に必要となる建築資金等に対して、「長期・固定・低利」の融資を行い、福祉医療基盤の維持・向上を図っています。

<政策融資による重要施策への貢献>

政策融資の特性を活かし、施設開設者の経営を安定させ、国民の福祉医療に対する安心の確保に貢献しています。



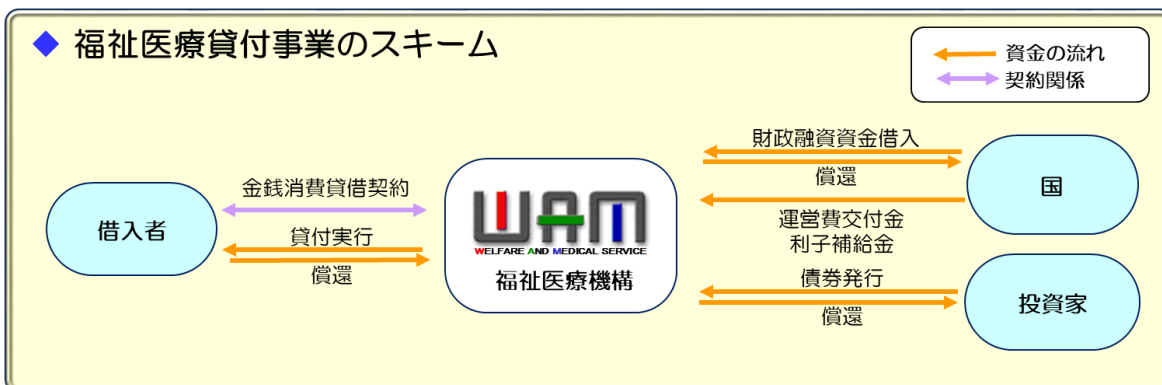
融資にあたっては、国の政策優先度に応じた優遇措置を講じて政策実現を後押しするとともに、災害や金融環境変化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応しています。

特に新型コロナウイルス感染症への対応については、政府による緊急事態宣言の発令等により、融資に関する電話相談件数や申請件数が急激に増加したことを受けて、「新型コロナウイルス対策融資業務室」を設置するとともに、専用コールセンターの開設や、緊急性を踏まえた提出書類の大幅な削減等を図ることにより、新型コロナウイルスにより影響を受けた福祉・医療関係施設に対して経営に必要な資金の融資（新型コロナウイルス対応支援資金）や貸付金の返済猶予の措置を講じるなどの対応を迅速に行いました。

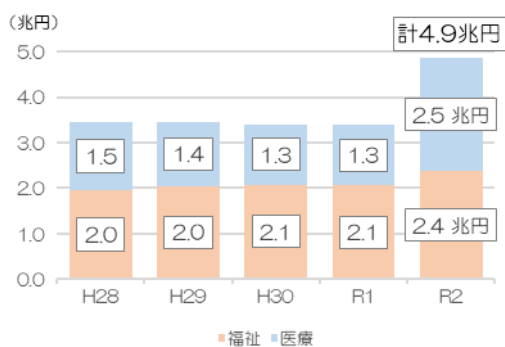
また、福祉医療基盤の経営安定を確保する観点から、事業者が民間金融機関からの資

金調達を円滑に行えるよう、民間金融機関との協調融資の利用促進にも積極的に取り組んでいます。

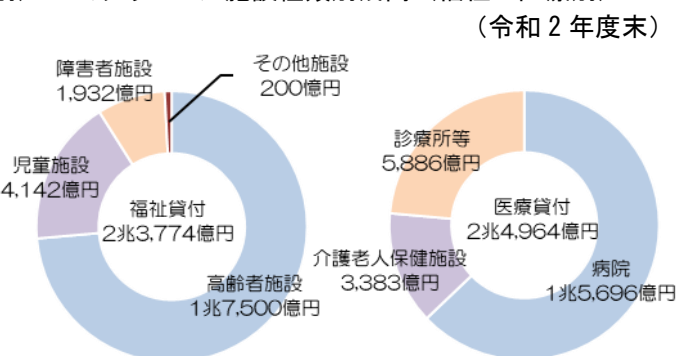
さらに、融資後は、定期的なモニタリングを行うとともに、リスク管理債権化する恐れのある貸付先をその確率順にイエローゾーン先として抽出し、面談等により経営改善のアドバイス等を実施し、経営悪化の未然防止を図っています。



<グラフ1> 貸付残高の推移 (福祉・医療別)



<グラフ2> 施設種別残高 (福祉・医療別)



※ 貸付残高には、「新型コロナウイルス対応支援資金」を含む。

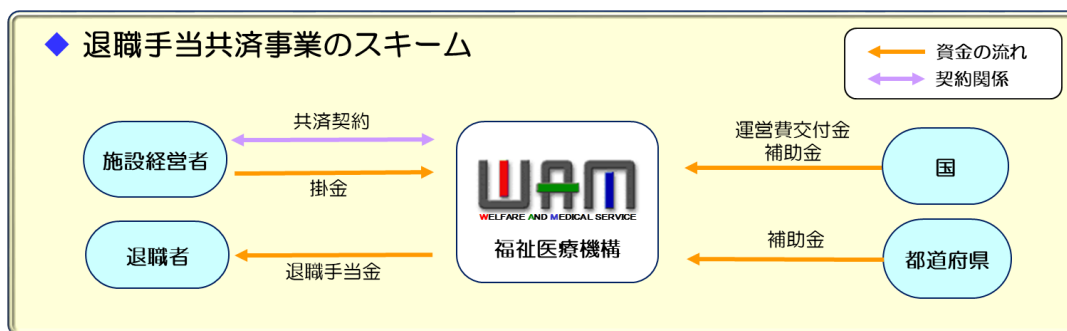
② 退職手当共済事業

福祉施設の雇用の安定への貢献

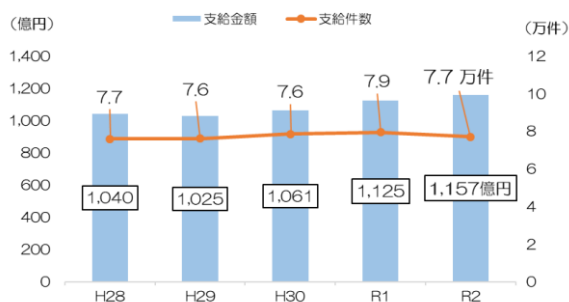
社会福祉法人が経営する社会福祉施設等を退職された方へ、退職手当金を支給しています。退職手当共済制度を安定的に運営することにより、処遇の向上を通じて施設に従事する人材の確保と定着に貢献しています。

本事業は、社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき運営されています。退職手当金の財源は、共済契約者（施設経営者）、国、都道府県の三者が負担しており、職員個人の負担はありません。

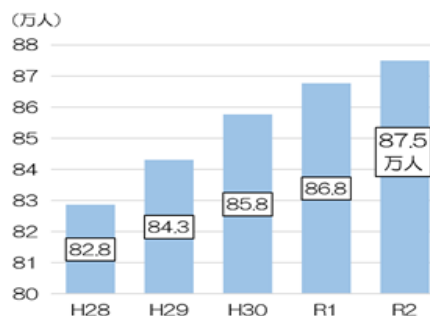
なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りの悪化等、期限内の納付が困難な場合において、共済契約者から申請があったものについては、内容審査のうえ、5月末の掛金納付期限の延長を行うなど、福祉施設の経営を支援しました。



<グラフ1> 支給件数及び支給金額の推移



<グラフ2> 加入職員数の増加の推移



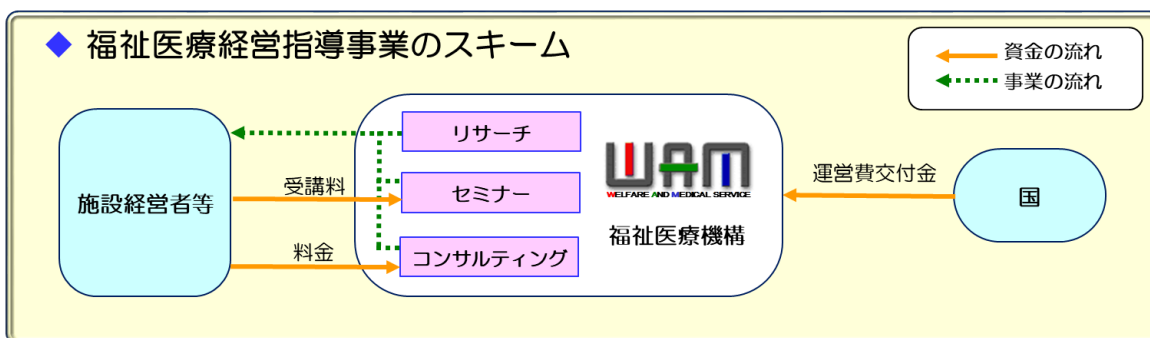
福祉業界における担い手不足が続く中、退職手当共済制度の運営により、社会福祉施設等における職員の定着に大きく貢献することで、喫緊の政策課題である、介護離職防止、子育て環境の整備、待機児童ゼロを支える担い手の確保・安定化にも寄与しています。

また、機構では、全国約 1.7 万法人の社会福祉施設退職共済事務を一括で処理しています。

③ 福祉医療経営指導事業

施設経営の安定への貢献

社会福祉施設及び医療施設等の経営者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対して、福祉・医療をテーマとした各種調査やレポートを公表する「リサーチ」、最新の政策動向や先駆的な取組事例を情報提供する「セミナー」、各施設が抱える課題の解決を支援する「コンサルティング」の3つの手法を活用して、施設経営の効率化・安定化を支援しています。



機構では、融資先から毎年ご提出いただく事業報告書（財務諸表等）に基づき、各種法人・施設の経営状況を分析しています。その分析結果を機構に蓄積している知見と併せて、広く全国の福祉医療施設向けに発信しています。

【各種リサーチレポート】

<高齢者福祉サービス>

- ・特別養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム（ケアハウス）
- ・認知症高齢者グループホーム
- ・小規模多機能型居宅介護事業
- ・通所介護事業所
- ・養護老人ホーム
- ・訪問介護事業所

<医療系サービス>

- ・病院
- ・介護老人保健施設

<児童福祉サービス>

- ・保育所及び認定こども園

<障害福祉サービス>

- ・障害福祉サービス事業（居住系、日中活動系、児童系）

<法人>

- ・社会福祉法人
- ・医療法人

【経営動向調査（WAM 短観）】

四半期ごとに、法人・施設の経営や福祉医療政策の適切な運営に資するため、モニターとなっている福祉医療施設に対し、収益、稼働率、雇用の状況等を調査し、集計・分析結果をDI値として公表

- ・社会福祉法人及び特別養護老人ホーム
- ・医療法人及び病院

本事業は、「オール・ジャパンの福祉医療施設の経営安定化への貢献」を目的として、高齢者・児童・障害者を含めた国民全体に対する福祉医療サービスの安定的提供に寄与しています。

新型コロナウイルス感染症への対応については、社会福祉法人や医療法人等を対象に、福祉、医療施設の経営を支援するため、「新型コロナウイルス感染症の影響に関する特別調査」を行い施設経営・運営への影響を把握するとともに、「新型コロナウイルス対策経営セミナー」をオンラインで配信し福祉・医療現場での不安やストレスに適切に向き合い、新型コロナウイルスを踏まえた今後の経営や安定した組織運営の在り方について有用な情報提供を行いました。

④ 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

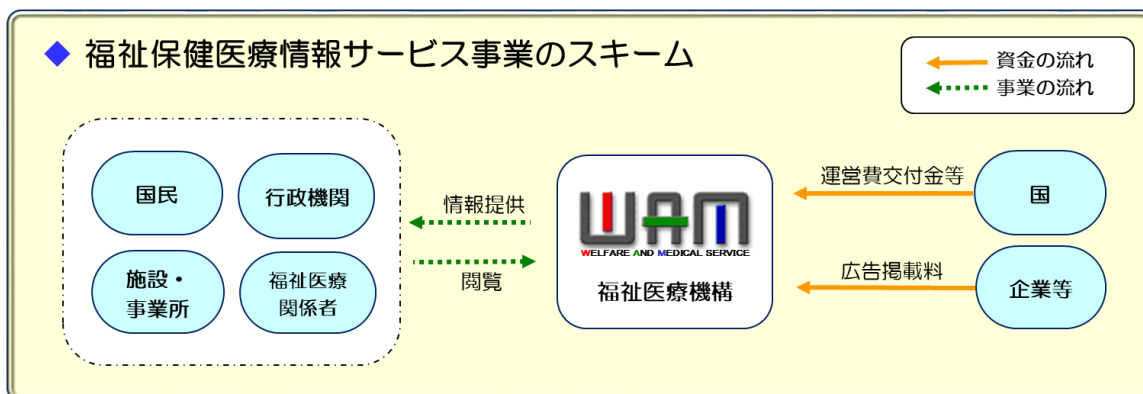
一元的かつ正確な福祉保健医療情報の提供

福祉・保健・医療に関する制度や施策、その取組み状況等の各種情報を幅広く提供することにより、福祉と医療を支援する総合情報提供サイトです。

また、各事業の事務効率化や情報セキュリティ確保等をICT（情報通信技術）活用によって支援するため、WAM NET基盤の更なる活用を推進するなど、国の進める「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）を踏まえ、事業を実施しています。

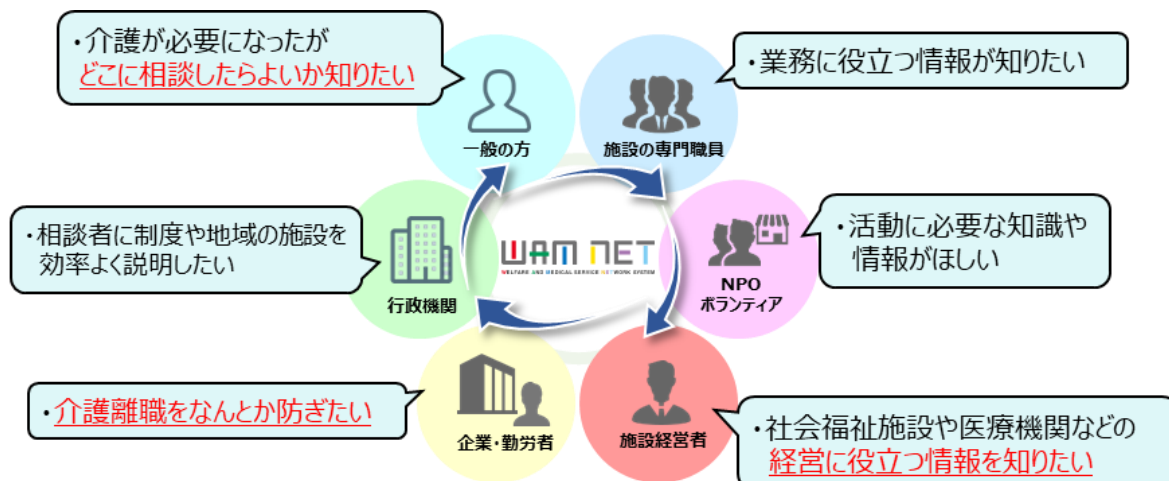
近年では、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、国の施策に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」、「障害福祉サービス等情報公表システム」及び「子ども・子育て支援情報公表システム」の管理・運営を通じて、これらのシステムの利用者に対して一元的かつ正確な情報の基盤を提供しています。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応については、国のコロナ対策関連情報及び機構の新型コロナウイルス対応支援資金の融資情報や動画配信によるコロナ対策経営セミナー等をまとめた「新型コロナウイルス関連情報」コンテンツを創設し、タイムリーかつワンストップで情報を提供することにより、福祉医療関係従事者や経営者等の支援を行いました。



本事業で運営しているWAM NETは、福祉・保健・医療に関する各種情報を総合的に提供しており、一般の方、施設経営者、行政機関など、様々な方々に利用されています。

< WAM NET利用者 >



<主なWAM NETコンテンツ>

提供情報の質と量の充実を図るとともに、利用者の利便性の向上に努めています。

介護離職ゼロの実現に向けて

家族の介護に直面しながら働く方へ

➡ まずは地域包括支援センター等へご相談を



▶ 介護相談窓口等

➡ 介護保険制度や介護サービスについて、ご案内しています。

▶ 詳細を見る

仕事と介護の両立のための制度について

➡ 介護休業や介護休暇などの制度を中心にご案内しています。企業や管理職の方にも参考となる情報を掲載しています。



▶ 詳細を見る



ケアマネジャーなど、相談にのっていただく福祉関係の皆さまへ
 家族の介護のために仕事を退職しようとしている方がいましたら、このコンテンツをご案内ください。

新型コロナウイルス関連情報

① 厚生労働省等からのお知らせはこちら

- ① 一般の方向け
- ② 施設経営者向け
- ③ 医療関係者向け

➡ WAMからのお知らせ

➡ 各府省等からのお知らせ

➡ COVID-19 Multilingual Guide

COVID-19について色々な国の言葉で説明します



新型コロナウイルス
関連情報

利用者ごとに
抽出できます

新型コロナウイルスに関する情報を、利用者の属性ごとに分類し、タイムリーかつワンストップで提供しています。

行政情報

厚生労働省等で開催される会議の最新情報や資料を掲載しています。
 ※平成24年10月以降の行政情報を掲載

📄 新着情報
👑 閲覧ランキング
🗓️ 開催予定の会議
👤 介護保険最新情報

全カテゴリー
介護
医療
障害者福祉
高齢者福祉
児童福祉

🔍 検索ワードから探す

🔍

国で開催される会議の資料や情報など、国の制度やその動向などに関する情報を知ることができます。

制度解説コーナー



＜国の公表制度に係るシステムの運営＞

国の施策に基づき、社会福祉法人、障害福祉サービス等事業所の情報及び子ども・子育てに関する情報を公表しています。また、令和3年度から、新たに児童福祉施設・障害福祉サービス事業所の災害時における情報共有システムの運用を開始する予定です。

① 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム

- ✓ 社会福祉法人の活動状況の透明化を確保
(全国約 2.1 万法人)

② 障害福祉サービス等情報公開システム

- ✓ 個々のニーズに応じた良質なサービス選択の実現
(全国約 17 万事業所)

③ 子ども・子育て支援情報公表システム

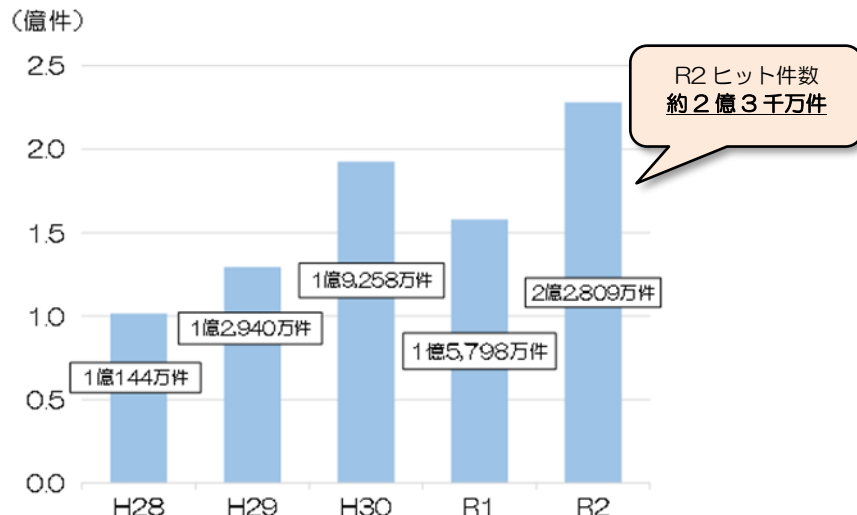
- ✓ 令和2年9月サービス開始
- ✓ 全国の特定教育・保育施設ならびに認可外保育施設等に係る情報を提供
(全国約 6.3 万事業所)

＜もっと身近に情報活用＞

WAM NETスマートフォンサイトやTwitter、WAM NETメールマガジンなど利用者サービスの向上にも取り組んでいます。

＜WAM NET利用状況（年間ヒット件数）＞

ヒット件数は増加傾向にあり、令和2年度は、約2億3千万件となりました。



※H30は「障害福祉サービス等情報公表システム」の稼働初年度のため、新旧システムが同時に稼働していたことにより、一時的にヒット件数が増加している

(3) 多様な社会課題に応える7事業

① 心身障害者扶養保険事業

障害者福祉の増進及び保護者の不安軽減

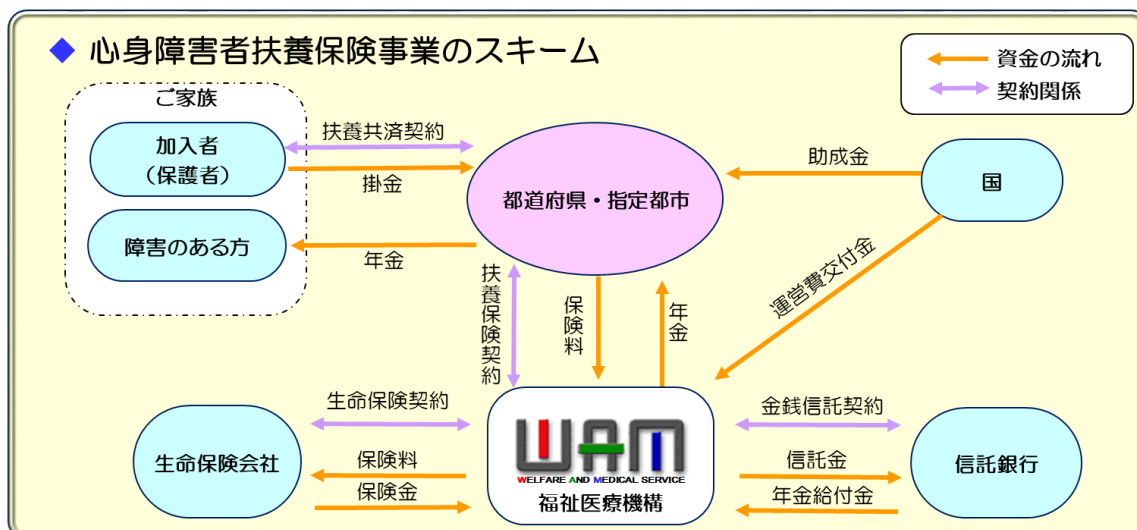
各都道府県・指定都市が条例に基づき実施している「心身障害者扶養共済制度（※）」において、都道府県・指定都市が加入者に対して負う責任を機構が一元的に保険する事業です。

全国的な規模で機構が保険することにより、加入者の住所移動時における継続加入や年金資産の効率的な運用を実現し、制度を安定的に実施しています。

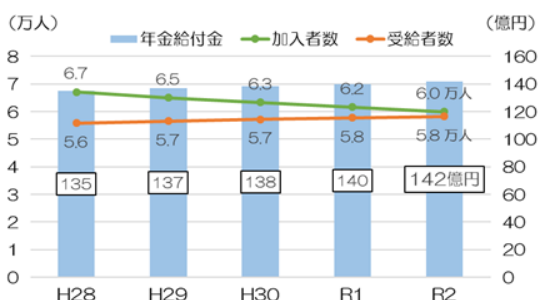
なお、第4期中期目標において、将来的に事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には厚生労働大臣に対し、その旨申し出ることとされています。

（※）心身障害者扶養共済制度

障害のある方を扶養している保護者が、毎月、一定の掛金を納めることにより、加入者（保護者）に万一のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。保護者が抱く不安の軽減を図り、障害のある方の生活の安定の一助と福祉の増進を目的としています。



<グラフ1> 加入者数、受給者数及び年金給付金の推移



- ① 受給者数、年金給付金は順調に増加しています。
- ② 平成8年の保険料改定を契機に加入者数は減少傾向にありますが、現在、特別支援学校等への周知活動に取り組んでいます。

<図1> 安定的な業務運営の取組み

【心身障害者扶養保険事業に関する検討会】

有識者等を構成員とし、財務状況や保険料水準等、幅広い観点から検討（少なくとも5年ごとに国が開催）

扶養保険事業

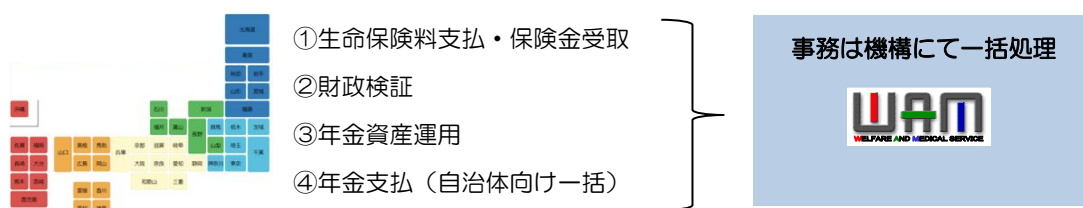
【財務状況検討会】

有識者等を構成員とし、扶養保険事業に関する財務状況の分析及び将来予測の検証、また生命保険契約先各社の決算状況及び保険資産の運用実績の検証を実施（年1回WAMが開催）

【資産運用委員会】

外部専門家を構成員とし、年金資産運用の基本ポートフォリオ策定・見直し等を実施（年1回WAMが開催）

<図2> 事務の一元化による制度の安定と効率化



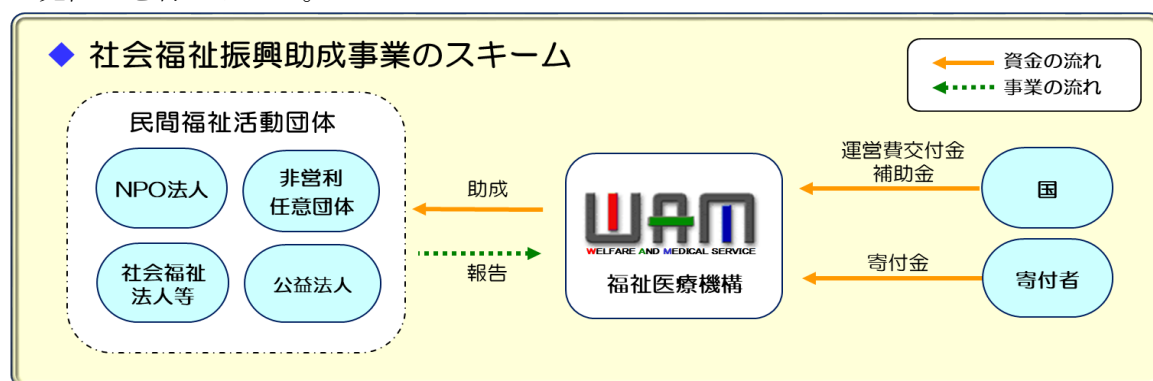
② 社会福祉振興助成事業

公的制度の狭間にある課題に対応する市民活動への助成

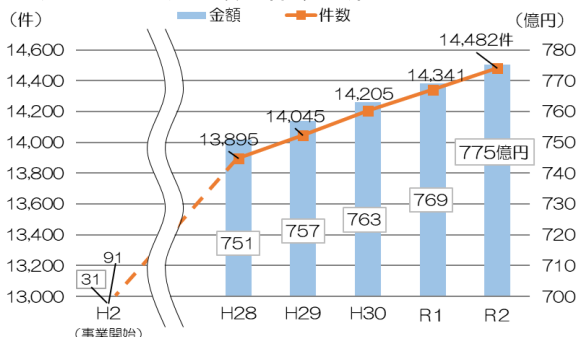
国の政策に連動した助成テーマを設定し、NPOやボランティア団体などが行う民間福祉活動に対する助成とともに、これらの団体のガバナンス強化の支援等を実施しています。

高齢者・障害者等が地域のつながりの中で自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動を支援しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた採択団体に対して、助成事業の計画変更に対応するとともに、令和3年度助成事業の審査において、新型コロナウイルス感染症により顕在化・深刻化した課題に対応した取組みを評価できるよう募集要領の見直しを行いました。

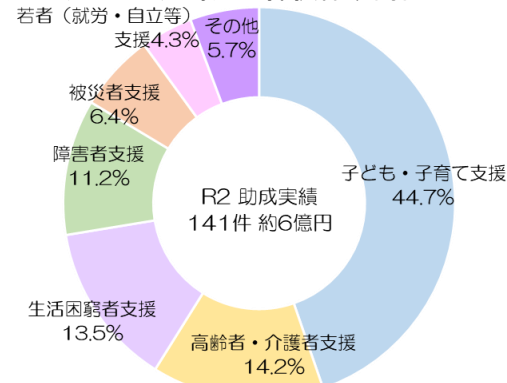


<グラフ 1> 助成金額・件数の累計



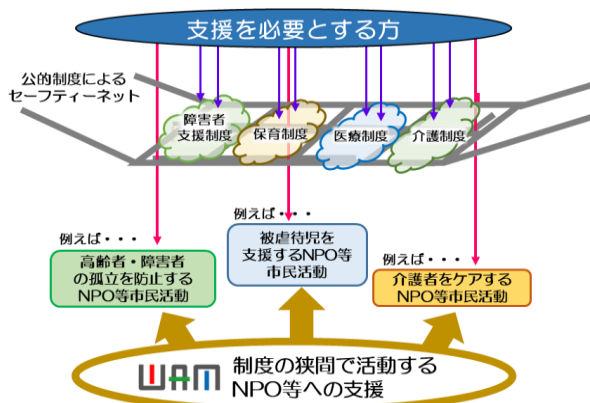
31年間で約14,500件の事業に約775億円を助成

<グラフ 2> 分野別の採択件数割合



本事業は、様々な公的制度の対応が十分に行き届かない社会福祉領域の「制度の狭間」にある課題に対し、柔軟に対応する「NPO等の市民活動」を助成により支援しています。（図1）

<図 1> 制度の狭間への支援（イメージ）



<図 2> 令和元年度助成事業の事後評価結果

支援対象者数：延べ 245,862 人
 支援対象者の満足度：96.5%
 （うち最高評価 67.4%）
 新たなネットワーク（他団体・行政機関等との連携）を構築した団体：111 団体
 マスコミに取り上げられた団体：70 団体
 ※ 令和元年度に助成した団体に対する事後評価を令和2年度に実施

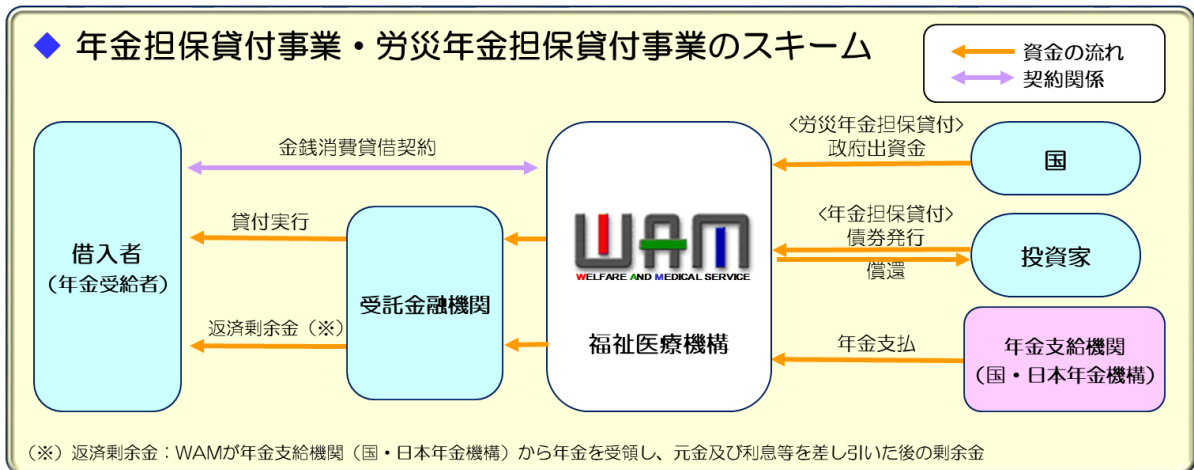
③ 年金担保貸付事業及び④ 労災年金担保貸付事業

医療費などの一時的な資金を必要とする年金受給者を支援

年金受給者に対して、その年金受給権を担保として、医療費等の一時的に必要な小口の資金を融資することにより、高齢者等の生活の安定を支援しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により返済が困難となった借入者の方への貸付条件の変更等の対応を行っています。

なお、両事業については、令和2年5月に成立した「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」において、令和3年度末に新規貸付の申込受付を終了し、事業を廃止することが決定しています。

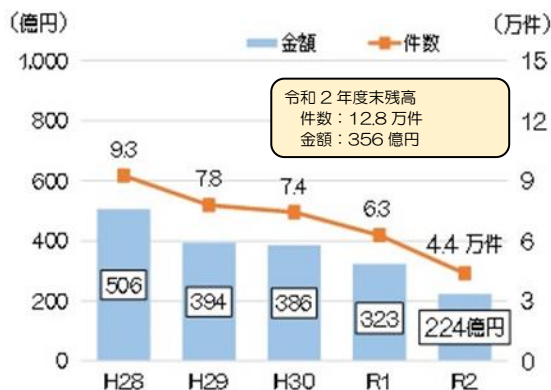


これまで、制度改革の実施により事業規模を縮減するとともに、利用者にとって必要かつ返済に無理のない制度運営を図ってきました。

現在は、円滑な事業の終了に向けて、新規貸付の申込受付の終了時期及び利用可能な他制度等に関する周知活動を進めています。また、代替措置とされる「生活福祉資金貸付」や「家計改善支援事業」の利用に関する意向を把握するため、現制度の「利用者1万人を対象にしたアンケート調査」を実施し、結果を国に報告するとともに、広く公表しました。

<グラフ1> 新規貸付の件数・金額の推移

事業規模は着実に縮減していますが、依然として年金受給者の一時的な資金ニーズは根強く見られます。



(※) 両事業を合計して作成している。

<図1> 事業廃止に係る周知広報の主な取組み

広報チラシの作成、ホームページの掲載など、多様な方法により周知広報を図っています。

- ✓ 広報チラシを受託金融機関・年金事務所等へ送付し、窓口での周知への協力を依頼
- ✓ ホームページに必要な解説、利用者1万人アンケートの結果を掲載
- ✓ 電話(24時間自動応答システム)で新規申込受付終了の予告アナウンスを開始
- ✓ 受託金融機関事務説明会を開催し、窓口での利用者に対する周知方法等について説明

重層的な対応を実施し、事業廃止に伴う利用者等の混乱を回避

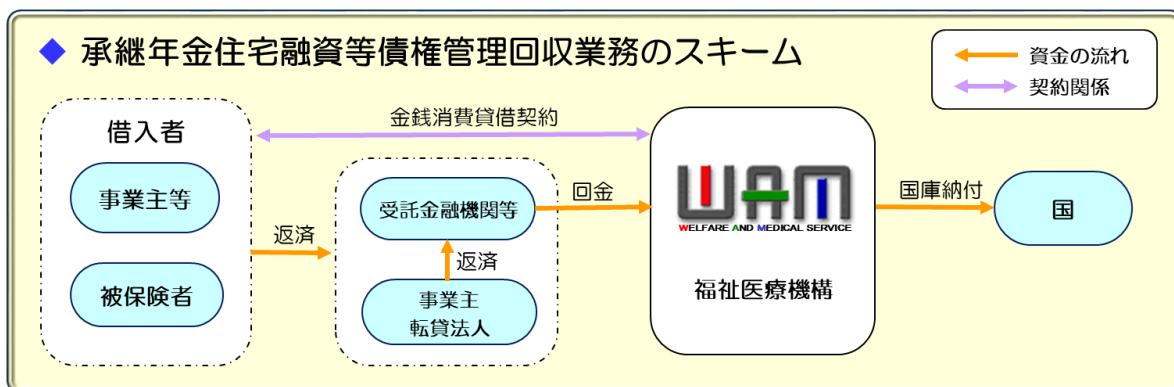
⑤ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

年金住宅貸付資金の着実な管理回収

本業務は、旧年金福祉事業団等が年金を財源として貸付を行った住宅取得等の資金に係る債権の管理回収を行っています。機構は、平成 18 年 4 月に旧年金資金運用基金より承継しており、当該債権の回収が終了するまでの間、業務を実施します。

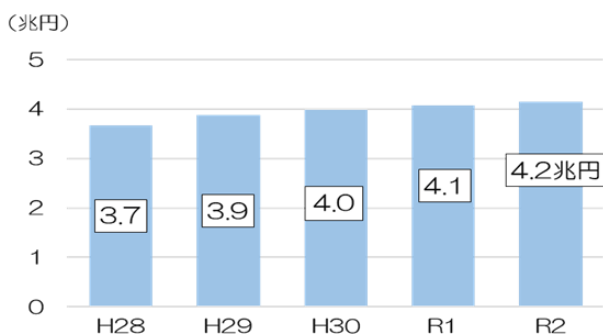
なお、回収金は定期的に国に納付しており、年金給付の財源として活用されています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により返済が困難となった借入者の方への貸付条件の変更等の対応を行っています。

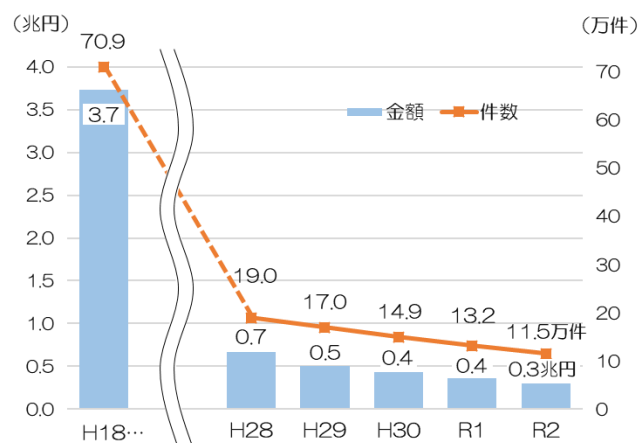


業務承継以来、約 4 兆 2,000 億円の住宅ローン等の元利金を回収することにより、国の年金制度運営に貢献しています。

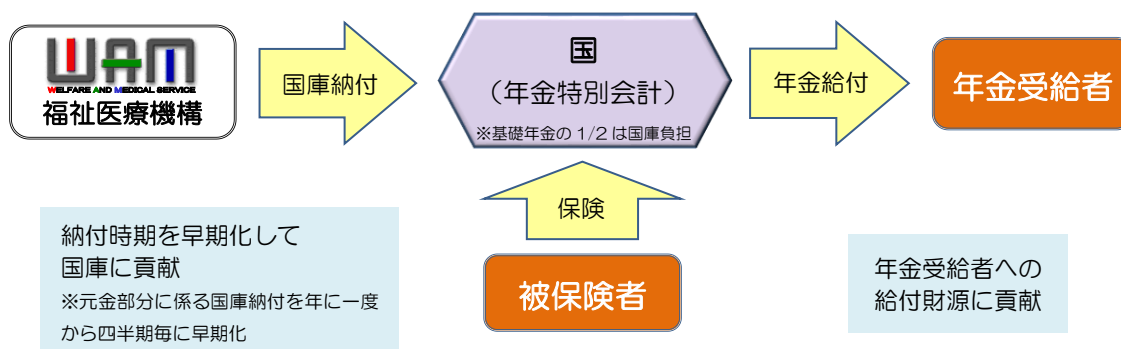
<グラフ 1> 国庫納付額（累計）の推移



<グラフ 2> 融資残高の推移



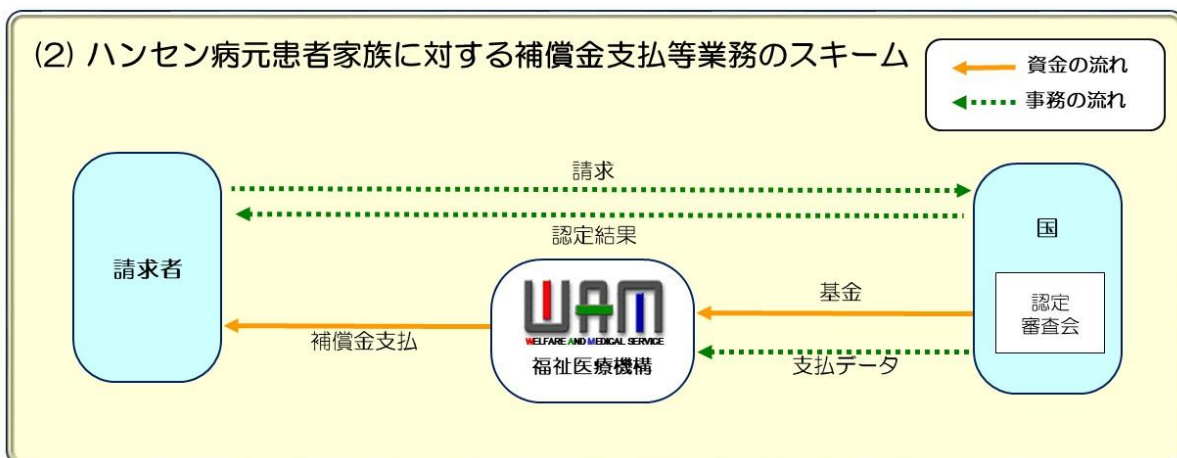
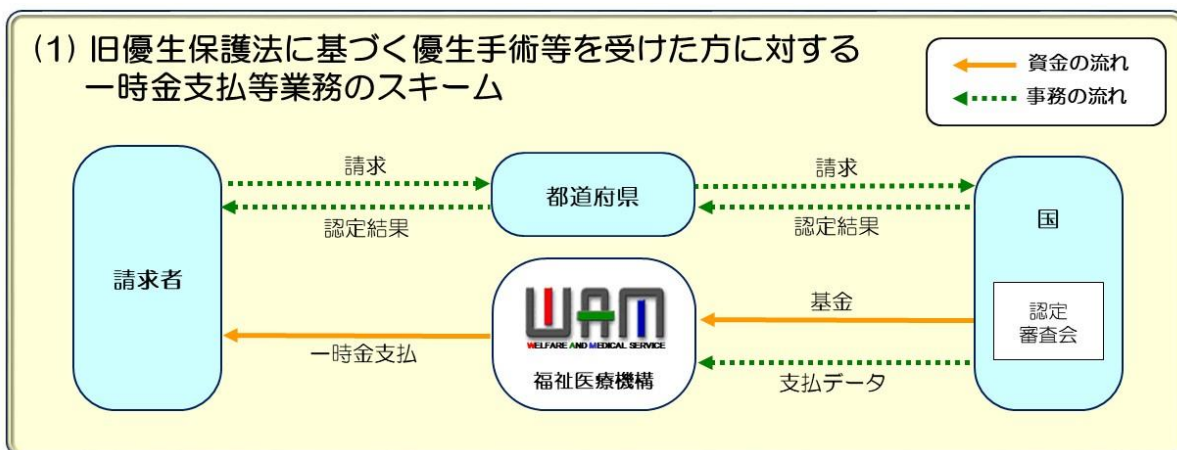
<図 1> 年金給付財源への貢献



⑥ 一時金支払等業務及び⑦ 補償金支払等業務

旧優生保護法一時金及びハンセン病元患者家族補償金の迅速な支払い

令和元年度より、国からの委託を受けて、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対する一時金及びハンセン病元患者家族に対する補償金の支払いを行っています。



<表 1> 一時金支払件数・金額

年度	件数	金額
R1	476 件	1,524 百万円
R2	410 件	1,313 百万円
累計	886 件	2,838 百万円

<表 2> 補償金支払件数・金額

年度	件数	金額
R1	1,061 件	1,459 百万円
R2	5,555 件	8,807 百万円
累計	6,616 件	10,266 百万円

10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価

令和2年度においても、第4期中期目標の達成に向けて、中期計画及び年度計画に基づき、業務運営を行ってまいりました。機構の各事業（セグメント別）の自己評価と行政コストとの関係の概要については、以下のとおりです。

なお、詳細につきましては、[業務実績の評価結果](#)をご覧ください。

項目	評価（注1）	行政コスト（注2）
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
1 福祉医療貸付事業	S	38,180 百万円
2 福祉医療経営指導事業	A	468 百万円
3 社会福祉振興助成事業	B	854 百万円
4 退職手当共済事業	A	118,167 百万円
5 心身障害者扶養保険事業	B	21,713 百万円
6 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業)	A	798 百万円
7 年金担保貸付及び労災年金担保貸付事業	B	(年担) 913 百万円 (労担) 18 百万円
8 承継年金住宅融資等債権管理回収業務	B	1,267 百万円
9 一時金支払等業務及び補償金支払等業務	B	(一時金) 1,364 百万円 (補償金) 8,888 百万円
II 業務運営の効率化に関する事項		
1 業務・システムの効率化と情報化の推進	B	
2 経費の節減	B	
III 財務内容の改善に関する事項		
1 財務内容の改善に関する事項	B	
IV その他業務運営に関する重要事項		
1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	B	
2 内部統制の充実	B	
3 人事に関する事項	B	

(注1) 評価区分

S：所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：所期の目標を達成していると認められる。

C：所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

(注2) 各事業、業務にかかる行政コストについては、[P50の説明](#)をご覧ください。

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
評 定	B	B	－	－	－
理 由	<p>(令和元年度)</p> <p>項目別評定は 14 項目中、A が 4 項目、B が 10 項目、C が 1 項目であり、うち重要度「高」であるものは A が 4 項目であった。</p> <p>全体の評定を引き下げる事象はなかったことから、厚生労働省独立行政法人評価実施要領に定める総合評定の評価基準に基づき算出した結果、B とした。</p>				

(注) 評価区分

- S : 法人の活動により、全体として中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A : 法人の活動により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B : 全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。
- C : 全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D : 全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

11. 予算と決算との対比

予算と決算との対比は、以下のとおりです。

令和2年度の予算額と決算額とで差額が生じている項目もありますが、いずれも事業、業務の実施に影響を与えるものではありません。

(単位：百万円)

項目	予算額	決算額	差額
(収入)			
運営費交付金	3,976	3,976	-
国庫補助金	28,115	28,355	240
利子補給金	3,516	3,516	-
政府出資金	138,817	36,907	△ 101,910
福祉医療貸付事業収入	32,439	34,823	2,384
経営指導事業収入	61	21	△ 40
福祉保健医療情報サービス事業収入	3	5	2
社会福祉振興助成事業収入	11	11	-
退職手当共済事業収入	95,199	91,720	△ 3,479
心身障害者扶養保険事業収入	31,539	33,418	1,879
年金担保貸付事業収入	1,225	1,060	△ 165
労災年金担保貸付事業収入	23	19	△ 4
承継債権管理回収業務収入	12,356	12,211	△ 145
寄附金収入	100	265	165
利息収入	1	6	5
雑収入	13	20	7
計	347,394	246,333	△ 101,061
(支出)			
福祉医療貸付事業費	30,810	29,329	△ 1,481
東日本大震災復興福祉医療貸付事業費	40	41	1
社会福祉振興助成金	738	758	20
退職手当共済事業費	122,641	116,368	△ 6,273
心身障害者扶養保険事業費	31,539	33,418	1,879
年金担保貸付事業費	817	654	△ 163
労災年金担保貸付事業費	13	10	△ 3
一時金支払金	3,266	1,313	△ 1,953
補償金支払金	11,361	8,807	△ 2,554
業務経費	5,364	3,808	△ 1,556
一般管理費	443	366	△ 77
人件費	3,032	2,848	△ 184
返還金	-	4	4
計	210,065	197,723	△ 12,342

12. 財務諸表

要約した法人単位の財務諸表は、以下のとおりです。なお、各財務諸表の概要については、[P49](#)以降をご覧ください。

(1) 貸借対照表（令和3年3月31日）

（単位：百万円）

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	529,557	流動負債	309,467
現金及び預金等	198,207	1年以内返済予定 借入金・債券等	299,945
1年以内回収予定 長期貸付金	325,912	その他	9,522
その他	5,437		
固定資産	4,813,300	固定負債	4,500,589
有形固定資産	776	借入金・債券等	4,478,571
無形固定資産	1,461	その他	22,018
長期貸付金等	4,807,827	法令に基づく引当金等	116,376
その他	3,237	負債合計	4,926,433
		純資産の部	金額
		資本金	394,956
		資本剰余金	△ 798
		利益剰余金	22,266
		純資産合計	416,424
資産合計	5,342,857	負債純資産合計	5,342,857

※ 貸借対照表の概要については [P49](#) をご参照ください。

(2) 行政コスト計算書（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
I 損益計算書上の費用	193,471
II その他行政コスト	
減価償却相当額	0
III 行政コスト	193,471

※ 各勘定の行政コストの概要については [P50](#) をご参照ください。

(3) 損益計算書（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
経常費用（A）	191,718
業務費	190,516
業務経費等	187,978
人件費等	2,006
減価償却費	532
一般管理費	1,198
管理経費	324
人件費等	830
減価償却費	44
その他	4
経常収益（B）	206,422
補助金等収益等	67,606
事業収入等	137,988
その他	829
臨時損失（C）	1,753
臨時利益（D）	3,676
前中期目標期間繰越積立金取崩額（E）	5
当期総利益（B + D - A - C + E）	16,633

※ 各勘定の当期総利益（損失）については [P51](#) をご参照ください。

(4) 純資産変動計算書（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

（単位：百万円）

区分	I 資本金	II 資本剰余金	III 利益剰余金	IV 評価・換算差額等	純資産合計
当期首残高	420,308	△ 798	19,121	－	438,630
当期変動額	△ 25,352	△ 0	3,146	－	△ 22,206
当期末残高	394,956	△ 798	22,266	－	416,424

※ 純資産の変動要因については [P53](#) をご参照ください。

(5) キャッシュ・フロー計算書（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

（単位：百万円）

区分	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,467,388
人件費支出	△ 2,835
補助金等収入	61,067
事業収入等	487,090
その他収入・支出	△2,012,710
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	89,097
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	1,454,066
IV 資金増加額（I + II + III）	75,775
V 資金期首残高	34,606
VI 資金期末残高（IV + V）	110,381

13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 各財務諸表の概要

① 貸借対照表

国からの出資金 394,956 百万円及び利益剰余金 22,266 百万円等から構成される純資産 416,424 百万円を計上しており、事業、業務の実施に支障のない内容となっています。

(単位:百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	529,557	流動負債	309,467
現金及び預金等	198,207	1年以内返済予定 借入金・債券等	299,945
1年以内回収予定 長期貸付金	325,912	その他	9,522
その他	5,437		
固定資産	4,813,300	固定負債	4,500,589
有形固定資産	776	借入金・債券等	4,478,571
無形固定資産	1,461	その他	22,018
長期貸付金等	4,807,827	法令に基づく引当金等	116,376
その他	3,237	負債合計	② 4,926,433
		純資産の部	金額
		資本金	394,956
		資本剰余金	△ 798
		利益剰余金	22,266
		純資産合計	③ 416,424
資産合計	① 5,342,857	負債純資産合計	5,342,857

<① 資産構成>

勘定名	資産額
一般勘定	4,815,666
共済勘定	52,632
保険勘定	73,648
年金担保貸付勘定	36,334
労災年金担保貸付勘定	2,643
承継債権管理回収勘定	345,808
一時金支払等勘定	8,890
補償金支払等勘定	7,237
法人全体	5,342,857

法人全体では、一般勘定及び承継債権管理回収勘定の2勘定の資産で約96.6%を占めています。

<② 負債構成>

- ・法人全体では、福祉医療貸付及び年金担保貸付の財源となる借入金、福祉医療機構債券で約97.0%を占めています。
 - ・法令に基づく引当金等として116,376百万円を計上しています。
- (内訳)
- ▶ 退職手当給付費支払資金
50,369百万円 (共済勘定)
 - ▶ 心身障害者扶養保険責任準備金
66,008百万円 (保険勘定)

<③ 純資産構成>

- ・資本金394,956百万円は全額国からの出資金となっています。
- ・資本剰余金△798百万円は、社会福祉・医療事業団から承継した特定資産の国庫納付から生じる減資差益1,095百万円から同事業団から承継した特定資産の売却及び除却による除売却差額相当累計額△1,773百万円と減価償却相当累計額△120百万円を差し引いたものです。

【総資産の経年比較（区分経理によるセグメント情報）】

（単位：百万円）

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般勘定	3,398,196	3,460,420	3,406,804	3,351,508	4,815,666
共済勘定	38,761	45,227	51,162	52,700	52,632
保険勘定	74,150	75,020	74,303	70,949	73,648
年金担保貸付勘定	70,530	57,876	51,863	47,176	36,334
労災年金担保貸付勘定	4,471	4,465	3,719	3,167	2,643
承継債権管理回収勘定	765,299	586,601	486,223	410,092	345,808
一時金支払等勘定				10,251	8,890
補償金支払等勘定				16,105	7,237
合計	4,351,407	4,229,608	4,074,074	3,961,948	5,342,857

※ 一般勘定、年金担保貸付勘定、労災年金担保貸付勘定及び承継債権管理回収勘定では、長期貸付金が総資産の大半を占めています。

② [行政コスト計算書（P47 をご参照ください。）](#)

独立行政法人会計基準の改訂（平成 30 年 9 月 3 日）に伴い、令和元年度の財務諸表作成時より従来の行政サービス実施コスト計算書に代わり行政コスト計算書を作成しています。

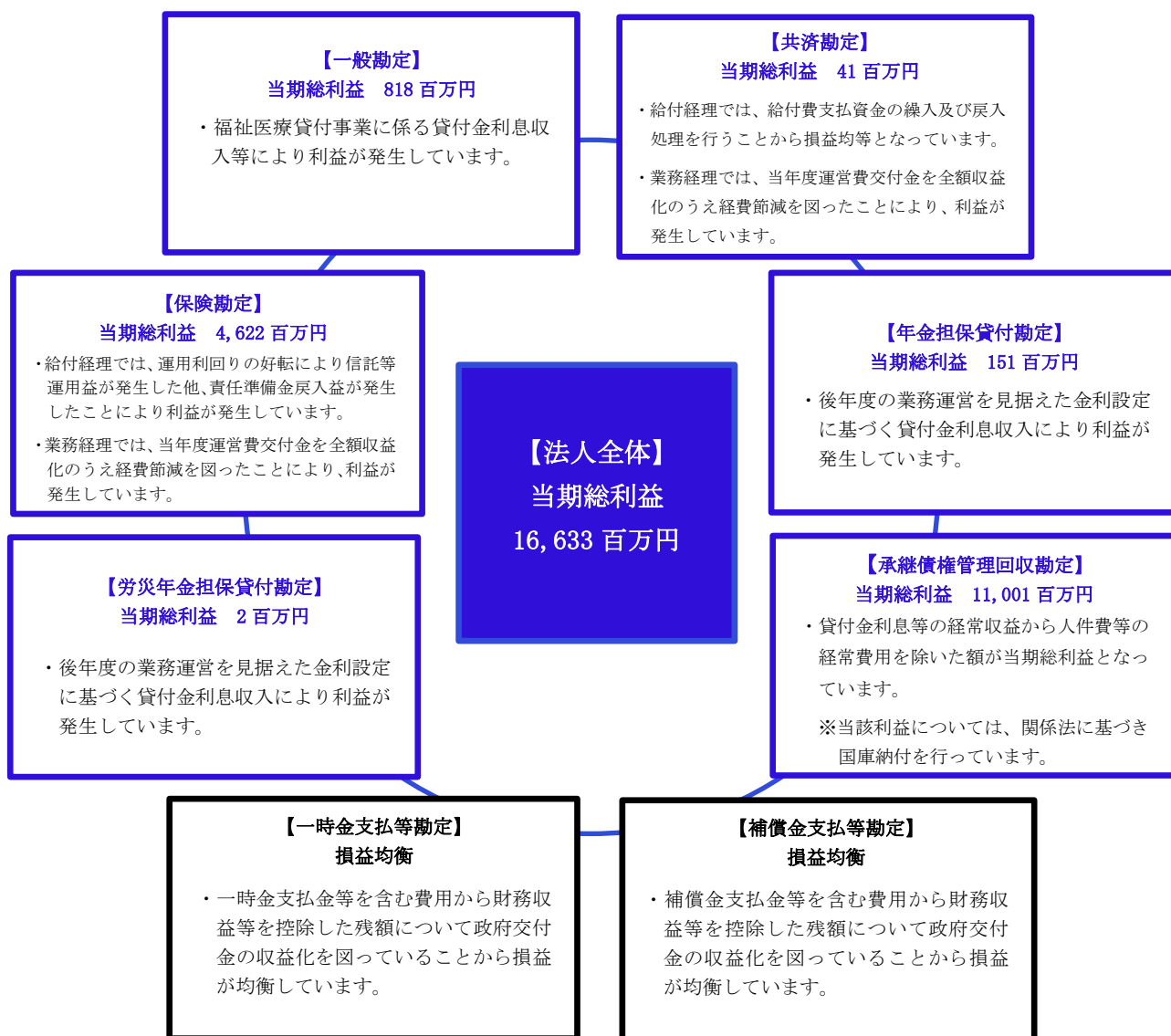
令和 2 年度の法人全体の行政コストは 193,471 百万円であり、主な発生要因は次のとおりです。共済勘定の行政コスト 118,167 百万円のうち 115,740 百万円は、退職手当共済事業において支給している社会福祉施設等の職員の方々への退職手当給付金となっています。次いで、一般勘定の行政コスト 41,142 百万円のうち 28,616 百万円は、福祉医療貸付事業における福祉、医療施設への融資の財源となる財政融資資金等及び福祉医療機構債券の借入金利息等となっています。この他、保険勘定の行政コスト 21,713 百万円のうち 21,626 百万円は、心身障害者扶養保険事業において支給している障害のある方への給付金及び支払保険料となっています。

各事業の実施にあたっては、補助金等や事業収入により必要となる財源を確保しています。[（P16 をご参照ください。）](#)

なお、法人全体の行政コスト 193,471 百万円から自己収入等（補助金等に基づく収益以外の収益）139,976 百万円を除き、機会費用 494 百万円を加えた 53,989 百万円が業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストとなっています。（同コストについては、独立行政法人会計基準に基づく注記事項として記載しております。）

③ 損益計算書（P47をご参照ください。）

法人全体の総利益及び各勘定における当期総利益（損失）の発生要因は、以下のとおりです。全8勘定のうち、6勘定で当期総利益を計上し、2勘定は損益均衡となり法人全体で当期総利益 16,633 百万円を計上しています。

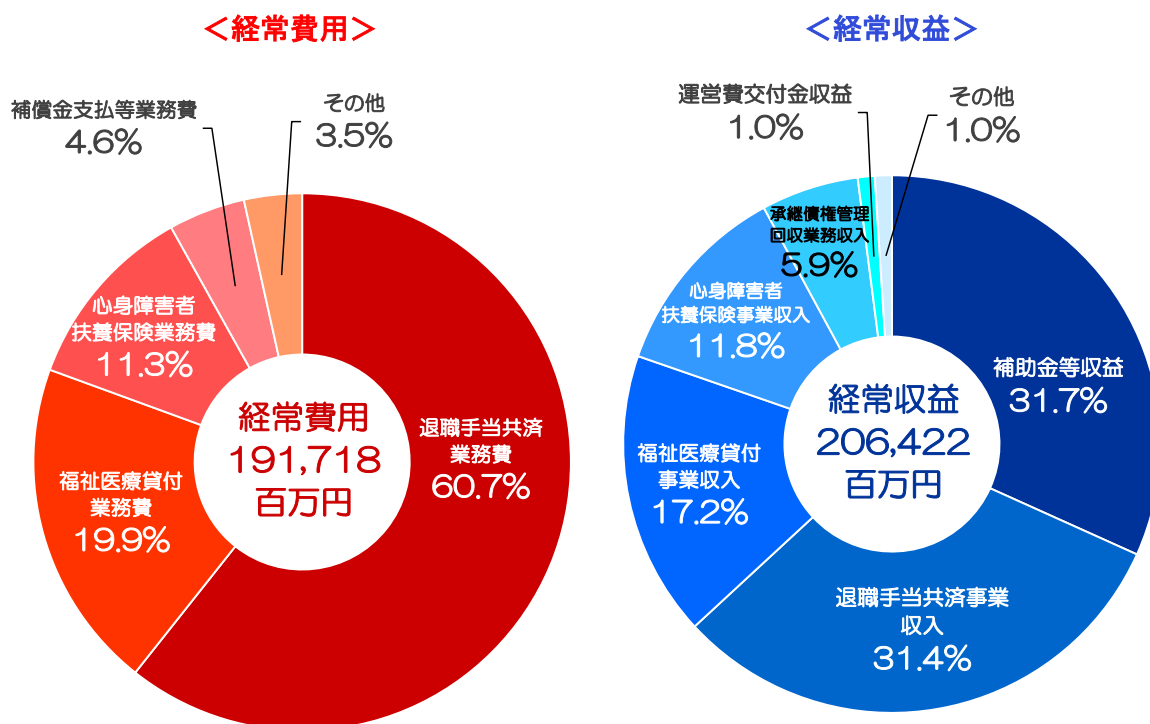


経常費用、経常収益の内訳については、以下のとおりです。

経常費用について、退職手当共済事業における社会福祉施設等の職員の方々への退職手当給付金 115,740 百万円を含む退職手当共済業務費が 60.7%、次いで、福祉医療貸付事業における福祉、医療施設への融資の財源となる財政融資資金等及び福祉医療機構債券の借入金利息等 28,616 百万円を含む福祉医療貸付業務費 19.9%となり、これらが大半を占めています。

一方、経常収益については、退職手当共済業務費に対応する退職手当共済事業収入、各事業、業務の財源となる補助金等収益及び福祉医療貸付事業収入などが大半を占めています。

なお、経常収益と経常費用の差額に、臨時利益と臨時損失の差額と前中期目標期間繰越積立金取崩額を加えたものが当期総利益 16,633 百万円となりますが、そのうち、承継債権管理回収勘定の当期総利益 11,001 百万円については、関係法に基づき令和 3 年 7 月に国庫納付を行う予定であり、残額の 5,633 百万円については、該当勘定において利益剰余金として計上しています。



【事業損益の経年比較（区分経理によるセグメント情報）】

（単位：百万円）

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般勘定	△ 6	2,171	△ 2,876	4,443	808
共済勘定	4,700	5,428	5,187	1,405	209
保険勘定	△ 178	864	△ 710	△ 3,454	2,698
年金担保貸付勘定	△ 130	△ 104	△ 138	81	141
労災年金担保貸付勘定	△ 4	△ 3	△ 4	0	1
承継債権管理回収勘定	25,129	20,098	15,591	13,056	10,857
一時金支払等勘定				-	△ 10
補償金支払等勘定				-	-
合計	29,511	28,453	17,050	15,531	14,704

※ 事業損益の経年比較において、昨年度から大きな変動がある勘定の変動要因は次のとおりです。

- 一般勘定・・・福祉医療貸付事業において、令和 2 年度は貸倒引当金繰入（7,522 百万円）を計上（昨年度は貸倒引当金戻入益（1,925 百万円）が発生）したこと等により利益が減少しています。
- 保険勘定・・・運用利回りの好転により金銭の信託等運用益を計上したこと等から利益を計上しています。
- 承継債権管理回収勘定・・・債権残高の減少に伴う利息収入の減により毎年度利益が減少しています。

④ 純資産変動計算書（P48 をご参照ください。）

独立行政法人会計基準の改訂（平成 30 年 9 月 3 日）に伴い、令和元年度の財務諸表作成時より純資産変動計算書を作成しています。

令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により休業または事業を縮小した医療、福祉事業者の資金繰りを支援するため、無利子、無担保等の危機対応融資の拡充に必要となる資金として令和 2 年度第一次補正予算及び第二次補正予算にて措置され受入れた政府出資金（一般勘定）により、資本金が 36,907 百万円増加した他、機構法附則第 5 条の 2 第 6 項に基づく国庫納付（承継債権管理回収勘定）及び独立行政法人通則法第 46 条の 2 第 1 項に基づく国庫納付（労災年金担保貸付勘定）により資本金が 62,258 百万円減少した一方、利益剰余金 3,146 百万円を計上したことから純資産額は 416,424 百万円となっています。

なお、上記の国庫納付は、法令で定められた定期的な国庫納付及び事業規模を勘案した国庫納付であるため、事業、業務の実施に影響は生じていません。

⑤ キャッシュ・フロー計算書（P48をご参照ください。）

業務活動によるキャッシュ・フローでは、福祉医療貸付事業について、新型コロナウイルス感染症の影響により休業または事業を縮小した医療、福祉事業者の資金繰りを支援するため、無利子、無担保等の危機対応融資を実施したことから、貸付に係る支出が増加したこと等を要因として支出 2,015,993 百万円が収入 548,605 百万円を大きく上回っています。

投資活動によるキャッシュ・フローでは、定期預金の払戻による収入 138,000 百万円が定期預金の預入による支出 39,400 百万円を上回っている他、財務活動によるキャッシュ・フローでは、長期借入による収入 1,682,000 百万円が長期借入金の返済による支出 253,195 百万円を大きく上回っています。

適時適切に資金繰りの管理を実施し必要となる財源を確保しているため、事業、業務の実施に影響は生じていません。

(2) **財政状態及び運営状況について**

財政状態及び運営状況を把握するため、独立行政法人会計基準及び法人内部規程等に基づき適時適切に分析、検証が実施されるガバナンス態勢を整備しています。

担当部門において分析、検証された内容については、必要に応じて随時報告が行われている他、法人内に設置しているガバナンス委員会及び経営企画会議（共に毎月開催）により報告内容の確認及び評価を行っています。

財政状態及び業務運営は、[P49](#)～[P54](#)の説明のとおり、国民の皆さまに公共性の高いサービスを持続的に提供するにあたり問題は生じていません。

14. 内部統制の運用に関する情報

機構の役職員の職務執行にあたっては、通則法、機構法及び他の法令を遵守するほか、独立行政法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備及び運用に関する事項を業務方法書に定めています。主な項目とその実施状況については、以下のとおりです。

[内部統制の整備及び運用（業務方法書第 56 条、第 60 条）]

内部統制システムを推進することを目的として、「ガバナンス委員会」を設置し、継続的に見直しを図るものとしています。令和 2 年度においては、同委員会を四半期毎に開催し、リスク等管理に係る各種モニタリング活動の報告等の実施及び当該活動結果を踏まえた関連規程等の見直しを実施しました。

なお、福祉医療貸付事業に係る信用リスクについては、効率的かつ効果的にガバナンスが発揮できる態勢を構築するため、ガバナンス委員会から当該審議機能を委嘱した「信用リスク分科会」を設置し、四半期毎に開催しています。

[監事監査・内部監査（業務方法書第 64 条、第 65 条）]

監事は、機構の業務及び会計に関する監査を行い、監査の結果等を記載した監査報告を作成し、理事長及び厚生労働大臣に提出します。また、改善が必要であると判断した事項があるときには、監査報告にその旨を記載します。

また、機構は監査室を設置し、内部監査を実施するとともに、その結果に対する改善措置状況を理事長に報告することとなっています。令和 2 年度においては、リスク管理強化に向けた態勢の整備、事務リスクの管理等についての内部監査を実施し、適正に実施されていることを確認しています。

[予算の適正な配分（業務方法書第 67 条）]

運営費交付金を原資とする予算については、評価結果の活用など予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制を整備することとしています。

令和 2 年度においても、適正に予算を配分するとともに、定期的に各部の執行状況を把握し、執行状況等を踏まえた予算配分の見直しを実施しています。

[入札及び契約に関する事項（業務方法書第 71 条）]

入札及び契約に関しては、監事及び外部有識者で構成される「契約監視委員会」の設置等を定めた内部規程等を整備しています。

令和 2 年度においては、契約監視委員会を 6 月に開催し、令和元年度の調達実績の事後点検を行い、審議概要をホームページにて公表しています。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

昭和	29年	社会福祉事業振興会設立、福祉貸付事業開始
	35年	医療金融公庫設立、医療貸付事業開始
	36年	退職手当共済事業開始（社会福祉事業振興会）
	40年	大阪支店を開設し、貸付業務開始（医療金融公庫）
	45年	心身障害者扶養保険事業開始（社会福祉事業振興会）
	59年	社会福祉・医療事業団法公布
	60年	社会福祉・医療事業団発足（1月1日） 福祉医療貸付事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業等を承継 経営診断・指導事業開始
平成	元年	開業医承継支援事業開始
	2年	長寿社会福祉基金事業開始 福祉・保健情報サービス事業開始
	13年	年金福祉事業団の解散に伴い、年金担保貸付事業を開始
	14年	独立行政法人福祉医療機構法公布
	15年	独立行政法人福祉医療機構発足（社会福祉・医療事業団解散） （10月1日）
	16年	労働福祉事業団の解散に伴い、労災年金担保貸付事業を開始
	18年	年金資金運用基金の解散に伴い、承継年金住宅融資等債権管理 回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を開始
	19年	開業医承継支援事業廃止
	20年	承継教育資金貸付けあっせん業務休止
	22年	基金の国庫返納に伴い、長寿社会福祉基金事業を廃止し、社会 福祉振興助成事業を開始
	29年	承継教育資金貸付けあっせん業務廃止
	31年	一時金支払等業務開始
令和	元年	補償金支払等業務開始

(2) 設立に係る根拠法

独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）

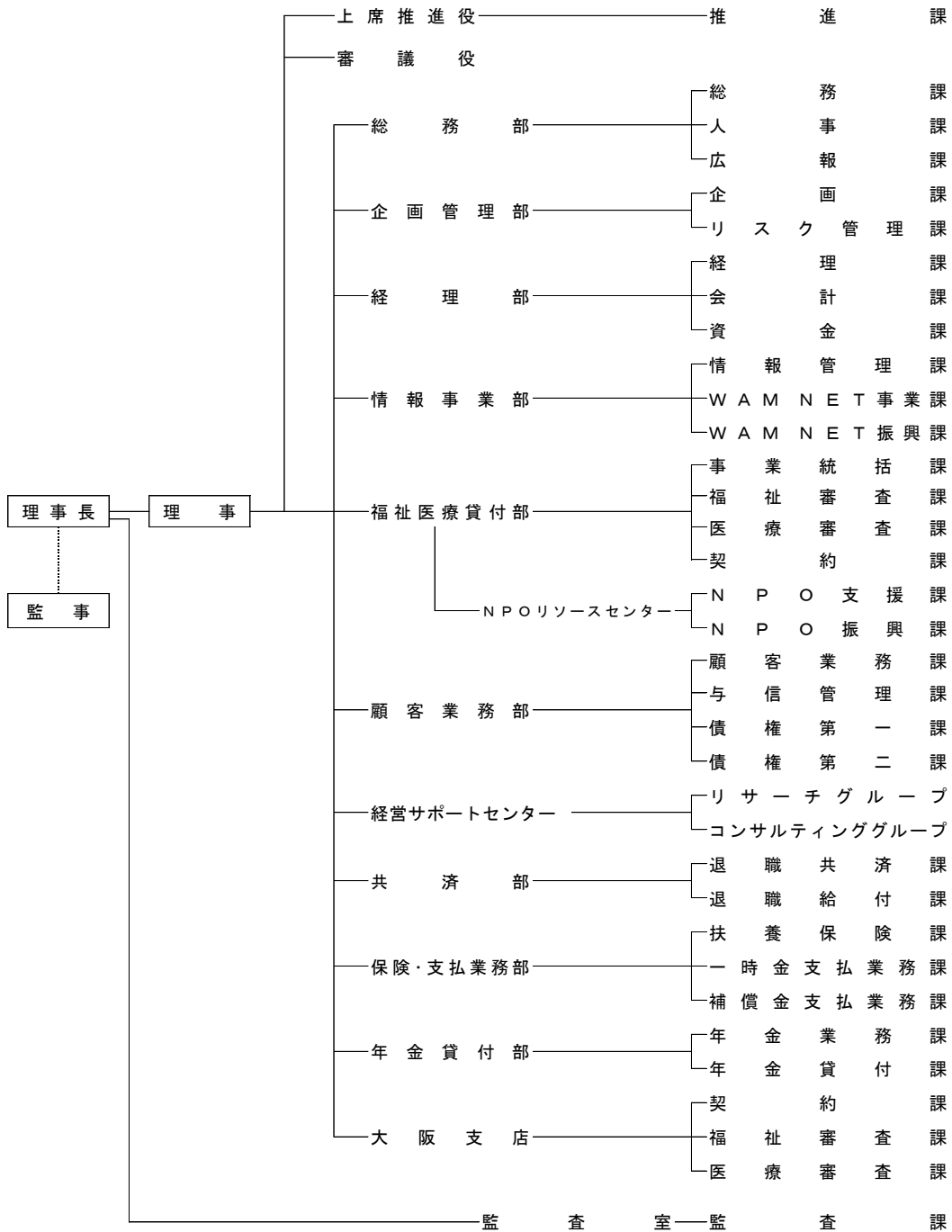
(3) 主務大臣

厚生労働大臣

【担当部局】 社会・援護局福祉基盤課、医政局医療経営支援課、
社会・援護局障害保健福祉部企画課、年金局資金運用課、
労働基準局労災保険業務課、子ども家庭局母子保健課
健康局難病対策課

(4) 組織図

独立行政法人福祉医療機構の組織（令和3年3月31日現在）



(5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地

本部：東京都港区虎ノ門4丁目3番13号（ヒューリック神谷町ビル1・9・10階）

支店：大阪府大阪市中央区南本町3丁目6番14号（イトウビル3階）

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

該当なし

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経常費用	179,759	170,389	177,616	177,890	191,718
経常収益	209,271	198,842	194,666	193,421	206,422
当期総利益	25,203	25,502	17,237	20,172	16,633
資産	4,351,407	4,229,608	4,074,074	3,961,948	5,342,857
負債	3,568,589	3,620,941	3,565,562	3,523,318	4,926,433
利益剰余金	18,772	18,845	14,975	19,121	22,266
業務活動による キャッシュ・フロー	27,820	△ 54,519	39,057	86,012	△ 1,467,388
投資活動による キャッシュ・フロー	△ 38,879	37,032	△ 20,023	△ 11,911	89,097
財務活動による キャッシュ・フロー	△ 34,454	44,133	△ 56,204	△ 68,957	1,454,066
資金期末残高	39,987	66,632	29,462	34,606	110,381

(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画

翌事業年度において適切に事業、業務が実施できるよう、以下のとおり予算、収支計画及び資金計画を作成しています。

【令和 3 年度 予算】

(単位：百万円)

収入	金額	支出	金額
運営費交付金	1,953	福祉医療貸付事業費	48,851
国庫補助金	27,128	東日本大震災復興福祉医療貸付事業費	37
利子補給金	3,349	社会福祉振興助成事業費	755
福祉医療貸付事業収入	37,612	退職手当共済事業費	121,239
経営指導事業収入	73	心身障害者扶養保険事業費	31,846
福祉保健医療情報サービス事業収入	4	年金担保貸付事業費	712
社会福祉振興助成事業収入	11	労災年金担保貸付事業費	10
退職手当共済事業収入	94,785	一時金支払金	1,691
心身障害者扶養保険事業収入	31,846	補償金支払金	2,900
年金担保貸付事業収入	946	業務経費	3,332
労災年金担保貸付事業収入	17	一般管理費	338
承継債権管理回収業務収入	10,318	人件費	2,966
寄附金収入	170		
利息収入	7		
雑収入	13		
計	208,231	計	214,678

【令和3年度 収支計画】

(単位：百万円)

区分	金額	区分	金額
費用の部	208,532	収益の部	206,512
經常費用	208514	運営費交付金収益	1,651
福祉医療貸付業務費	53,784	福祉医療貸付事業収入	37,861
経営指導業務費	229	経営指導事業収入	73
福祉保健医療情報サービス業務費	652	福祉保健医療情報サービス事業収入	4
社会福祉振興助成業務費	802	社会福祉振興助成事業収入	11
退職手当共済業務費	121,586	退職手当共済事業収入	66,531
心身障害者扶養保険業務費	21,284	心身障害者扶養保険事業収入	18,930
年金担保貸付業務費	844	年金担保貸付事業収入	957
労災年金担保貸付業務費	14	労災年金担保貸付事業収入	17
承継債権管理回収業務費	966	承継債権管理回収業務収入	10,253
一時金支払等業務費	1,714	補助金等収益	55,923
補償金支払等業務費	2,917	旧優生保護法一時金支払基金預り金取崩益	1,691
一般管理費	332	ハンセン病元患者家族補償金支払基金預り金取崩益	2,900
減価償却費	431	寄附金収益	147
人件費	2,959	資産見返運営費交付金戻入	362
臨時損失		資産見返補助金等戻入	39
退職手当給付費支払資金繰入	18	賞与引当金見返に係る収益	153
		退職給付引当金見返に係る収益	149
		財務収益	7
		雑益	6
		臨時利益	8,774
		退職手当給付費支払資金戻入益	2,933
		心身障害者扶養保険責任準備金戻入益	5,841
		前中期目標期間繰越積立金取崩額	72
		総利益又は総損失(△)	△ 2,020

【令和3年度 資金計画】

(単位：百万円)

区分	金額	区分	金額
資金支出	2,396,026	資金収入	2,396,026
業務活動による支出	2,066,150	業務活動による収入	519,403
福祉医療貸付事業費	48,889	福祉医療貸付事業収入	37,612
福祉医療貸付金による支出	1,774,400	福祉医療貸付回収金による収入	258,401
社会福祉振興助成金による支出	608	経営指導事業収入	73
子供の未来応援支援金による支出	147	福祉保健医療情報サービス事業収入	4
退職手当共済事業費	121,221	社会福祉振興助成事業収入	11
心身障害者扶養保険事業費	21,260	退職手当共済事業収入	66,531
年金担保貸付事業費	712	心身障害者扶養保険事業収入	17,953
年金担保貸付金による支出	30,350	年金担保貸付事業収入	946
労災年金担保貸付事業費	10	年金担保貸付回収金による収入	26,555
労災年金担保貸付金による支出	695	労災年金担保貸付事業収入	17
一時金支払金による支出	1,691	労災年金担保貸付回収金による収入	625
補償金支払金による支出	2,900	承継債権管理回収業務収入	10,318
人件費支出	2,966	承継融資業務収入	42,417
その他の業務支出	3,696	運営費交付金収入	1,953
国庫納付金の支払額	56,605	補助金等収入	55,798
投資活動による支出	10,586	寄附金収入	170
金銭の信託の増加による支出	10,586	その他の業務収入	20
財務活動による支出	301,495	投資活動による収入	21,193
長期借入金の返済による支出	254,495	金銭の信託の減少による収入	13,893
債券の償還による支出	47,000	有価証券の償還による収入	7,300
翌年度への繰越金	17,795	財務活動による収入	1,725,700
		長期借入れによる収入	1,705,700
		債券の発行による収入	20,000
		前年度よりの繰越金	129,729

16. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

【貸借対照表】

現金及び預金等	：	現金、預金、金銭の信託及び満期保有を目的とする有価証券など
有形固定資産	：	土地、建物、車両、工具など長期にわたって使用または利用する有形の固定資産
無形固定資産	：	ソフトウェアなど長期にわたって使用または利用する無形の固定資産
長期貸付金等	：	福祉医療貸付事業、年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業及び承継債権管理回収業務にかかる貸付金
借入金・債券等	：	事業資金等の調達のため独立行政法人が借り入れた長期（短期）借入金及び発行する債券
法令に基づく引当金等	：	独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）の規定に基づき計上している退職手当給付費支払資金、心身障害者扶養保険責任準備金
資本金	：	国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
資本剰余金	：	国から交付された施設費や寄附金などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
利益剰余金	：	独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

【行政コスト計算書】

行政コスト	：	独立行政法人の業務に関連し、資産の減少または負債の増加をもたらすもの
-------	---	------------------------------------

【損益計算書】

業務経費等	：	独立行政法人の業務に要した費用
人件費等	：	給与、賞与、法定福利費、賞与引当金繰入、退職給付引当金繰入等、独立行政法人の役職員等に要する経費
減価償却費	：	業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費
補助金等収益等	：	国・地方公共団体等の補助金等、国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益
自己収入等	：	貸付金利息収入、手数料収入、掛金などの収益
臨時損失	：	法令に基づく引当金等の繰入等が該当
臨時利益	：	法令に基づく引当金等の戻入等が該当
その他調整額	：	前中期目標期間繰越積立金の取崩額

【キャッシュ・フロー計算書】

業務活動によるキャッシュ・フロー	：	独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当
投資活動によるキャッシュ・フロー	：	将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券等の取得・売却等による収入・支出が該当
財務活動によるキャッシュ・フロー	：	債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済などが該当

(2) その他公表資料等との関係の説明

